

はじめに

札幌市では、平成30年に6か年の「さっぽろ障がい者プラン2018」を策定し、障がいのある方もない方も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会の実現」を基本理念として掲げ、障がい者施策の充実に向けた取組を進めてまいりました。

この間、国においては、平成30年4月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障がいのある方の生活や就労に係るサービスの充実などが図られるとともに、平成30年6月の障害者文化芸術活動推進法、令和元年6月の読書バリアフリー法や改正障害者雇用促進法の施行など、社会参加促進のための環境整備も進められてきたところで

こうした施策の動向や国の計画に示される新たな方向性に対応するため、このたび、「さっぽろ障がい者プラン2018」の折り返し地点となる令和3年4月を始期とした「札幌市障がい福祉計画(第6期)」「札幌市障がい児福祉計画(第2期)」を策定いたします。

本計画は、障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができるよう、必要な障がい福祉サービス等の提供体制の確保を図るもので、今回の改定ではこれまでの取組に加え、新たな成果目標としてサービスの質の向上のための取組を推進していくこととしております。高齢化や多様化するニーズにしっかり対応すべく、さまざまな事業所支援の取組などを通じてサービスの更なる充実を促し、障がいのある方の地域生活を支えてまいります。

最後に、計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました札幌市障がい者施策推進審議会及び計画検討部会の委員の皆様をはじめ、さまざまな形で貴重なご意見やご提案をいただいた市民の皆様や関係機関・団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年(2021年)3月

札幌市長 秋元克広





さっぽろ障がい者プラン2018

札幌市障がい福祉計画
(第6期)

札幌市障がい児福祉計画
(第2期)

もくじ

第1章 計画の策定にあたって

1	策定の趣旨	1
2	策定の根拠	1
3	計画期間	2
4	計画の位置づけ	2
5	さっぽろ障がい者プラン2018の概要	3
	(1)プランの位置づけ	3
	(2)プランの計画期間	3
	(3)プランに関連する主な計画	4
	(4)プランの体系	6

第2章 計画策定の背景

1	障がい者福祉をめぐる国の動向	13
2	札幌市の現状	15
	(1)札幌市における施策展開	15
	(2)障がいのある方の状況	15
	(3)障がい別の状況	17
	(4)障がい福祉サービス等利用者数・給付費の推移	20
3	令和元年度札幌市障がい児者実態等調査結果(概要)	22
	(1)調査の概要	22
	(2)調査結果	23
4	目指すべき共生社会に向けて ～障がい福祉施策の視点から～	31

第3章 計画の体系

1 基本理念・計画目標	34
2 2023年度の成果目標	35
成果目標① 入所施設の入所者の地域生活への移行	36
成果目標② 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	39
成果目標③ 福祉施設から一般就労への移行	40
成果目標④ 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援	43
成果目標⑤ 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の推進	45
成果目標⑥ 障がいのある方に対する理解促進	48

第4章 障がい福祉サービス等の種類ごとのサービス量見込み

1 訪問系サービス	50
2 日中活動系サービス	53
3 居住系サービス等	57
4 相談支援サービス	59
5 障がい児支援サービス	60
6 発達障がい者支援	63
7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	66
8 相談支援体制の充実・強化等	67
9 障がい福祉サービス等の質の向上	68
10 地域生活支援事業等のサービス	71
11 その他の社会参加に係る支援	86
12 サービス見込量等確保のための主な方策	88

第5章 計画の推進体制

1 PDCAサイクルについて	89
2 PDCAサイクルの実施	89

第6章 資料編

1 検討体制	91
2 令和元年度札幌市障がい児者実態等調査	91
3 市民意見募集	91
4 パブリックコメントで寄せられた意見	96
5 計画案からの修正点	99
6 障がい児・者数	100
7 事業所数（指定障がい福祉サービス事業所等）	104
8 障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）の成果目標の進捗状況	107
9 障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）の成果目標の国の基本指針との対応関係	109
10 障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）のサービス見込量の進捗状況	113
11 用語集	120

【漢字の表記について】

札幌市では、障害の「害」の文字は、漢字の「害」という言葉に否定的な印象があるため、原則としてひらがなで表記しています。ただし、「障害者基本法」や「身体障害者手帳」といった、法律などで定められた用語については、漢字をそのまま使っています。



第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

札幌市では、現在、「共生社会の実現」を基本理念とする「さっぽろ障がい者プラン2018」（以下、「プラン」という。）に基づき、障がい者計画によって施策の方向性を定めるとともに、障がい福祉計画（第5期）及び障がい児福祉計画（第1期）により障がい福祉サービス等の提供体制の確保を図っているところです。

プラン策定後、国においては、社会のバリア（社会的障壁）の除去に向けた取組が推進されるとともに、障がいのある方の社会参加の促進のため、障害者文化芸術活動推進法や読書バリアフリー法が施行されました。また、障がいのある方が自らの望む生活が地域で営めるよう、生活と就労に関する支援の充実や多様化するニーズにきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための環境整備も進められるなど、障がいのある方を取り巻く環境は変化し続けています。

計画期間の終了に伴い作成する札幌市障がい福祉計画（第6期）及び札幌市障がい児福祉計画（第2期）においては、こうした社会背景や国の計画に示される新たな方向性に対応し、今後の札幌市における障がい福祉サービス等の更なる充実を図ってまいります。

2 策定の根拠

札幌市障がい福祉計画（第6期）及び札幌市障がい児福祉計画（第2期）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）（第88条第1項）及び児童福祉法（第33条の20第1項）に基づき策定する「市町村障害（児）福祉計画」です。

国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」という。）では、市町村が、令和3年度から令和5年度までの「市町村障害（児）福祉計画」の作成に当たって即すべき事項が定められています。

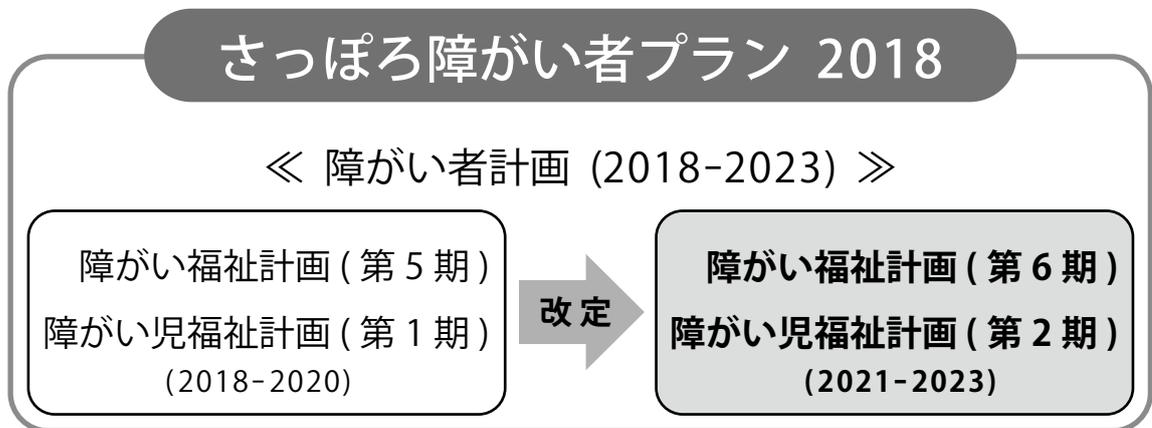
3 計画期間

2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3年間とします。

4 計画の位置づけ

札幌市の障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等に係る提供体制の確保等を総合的かつ計画的に進めるための計画です。2018年（平成30年）3月に策定した障がい者計画¹とともに、さっぽろ障がい者プラン2018を構成しています。

【図1】 計画の構成



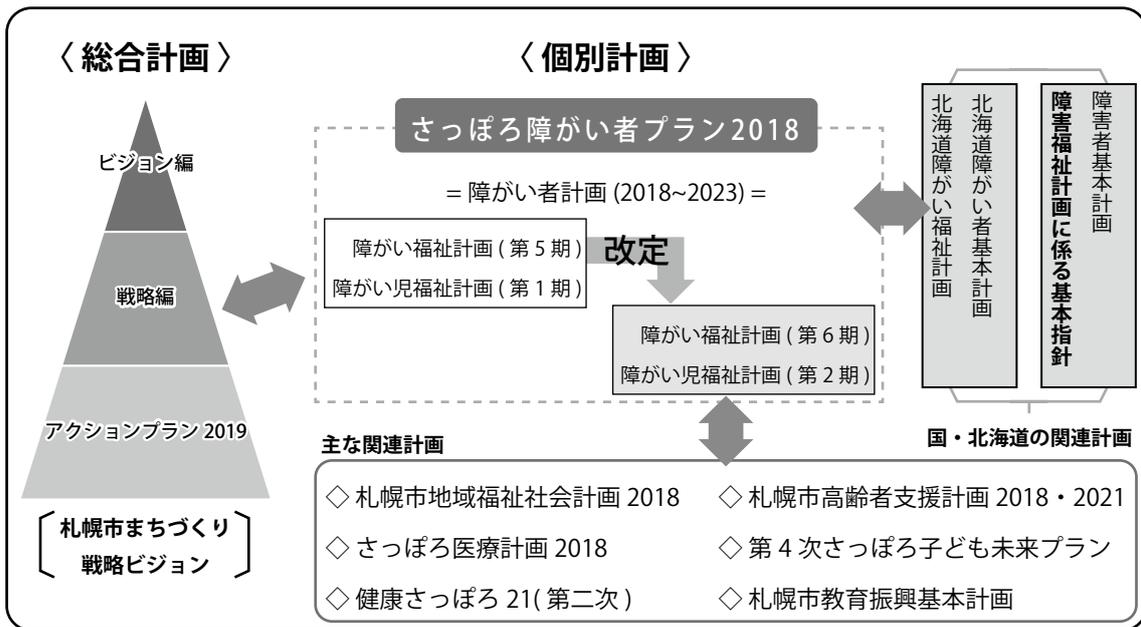
1：障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」。札幌市の障がい福祉に関する基本的な施策を定めている。

5 さっぽろ障がい者プラン2018の概要

(1) プランの位置づけ

札幌市のまちづくりの基本指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を上位計画とする障がい福祉施策に関する部門別計画。国・北海道・札幌市が定める関連計画と整合を図り策定しています。

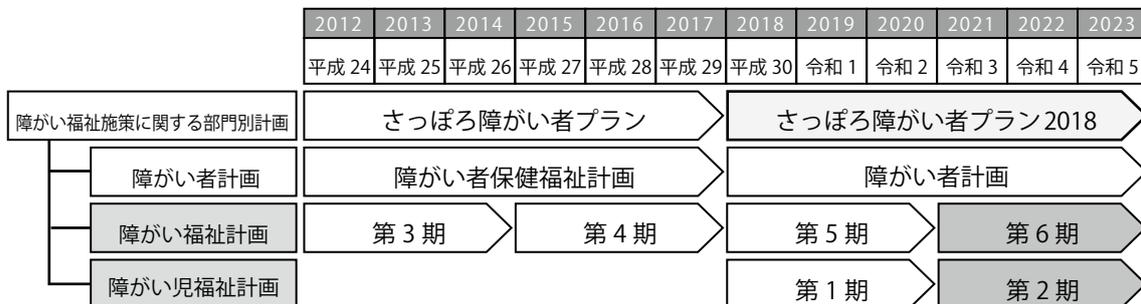
【図2】 他計画との関係イメージ



(2) プランの計画期間

2018年度(平成30年度)から2023年度(令和5年度)までの6年間。

【図3】 計画期間



(3) プランに関連する主な計画

少子高齢化や核家族化の進行等、地域社会を取り巻く環境は大きく変わり、市民の多様なニーズや複雑化した課題に対し包括的な対応が求められています。

保健福祉関係の各計画の策定や推進にあたっては、各計画の成果指標や進捗状況を共有・協議しながら施策を展開するとともに、「**札幌市保健福祉施策総合推進本部²**」にて一体的に検討・調整することとしています。

■札幌市地域福祉社会計画2018

幅広い市民の主体的な参加と、事業者、行政等の協働により、地域福祉に関連する取組を進めることで、「みんなで支え合い住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちさっぽろ」を実現することを目的として策定したものです。

■札幌市高齢者支援計画2018・2021

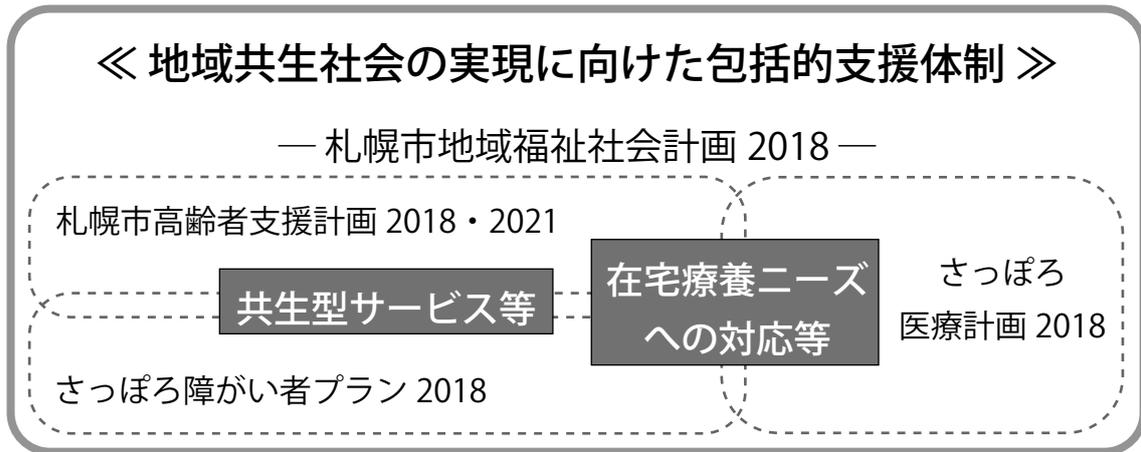
要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケア体制の深化に向けた取組を定める「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。2021年から3年間を計画期間とする札幌市高齢者支援計画2021を新たに策定しました。

■さっぽろ医療計画2018

市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向け、在宅医療体制の強化や医療に関する適切な情報提供を行うなど医療・保健システムの確立を基本理念として策定したものです。

2：札幌市における保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進するために、札幌市内部に設けられた委員会。

【図4】 3計画との関係イメージ



【障害者基本法による“障害者”の定義】

障害者基本法第2条で“障害者”は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされています。

2013年（平成25年）4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等を追加し、障がい福祉サービス等の対象としました。

(4) プランの体系

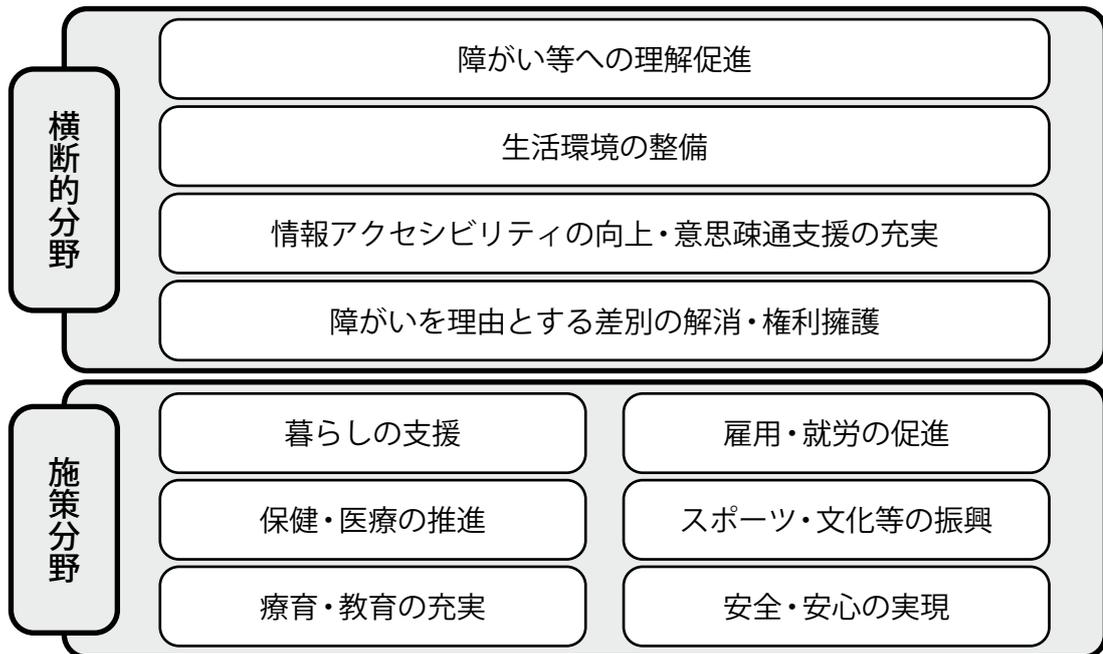
■基本理念

障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

■計画目標

- 1 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 2 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 3 施設、病院から地域への移行推進と地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- 4 市民、事業者、行政などの連携強化による地域の福祉力の向上
- 5 障がいのある子どもへの支援
- 6 障がいを理由とする差別の解消

■施策(※障がい者計画)



■分野ごとの基本施策(※障がい者計画)

横断的分野1 障がい等への理解促進

基本方針

- 基本方針1 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図ります。
- 基本方針2 市民や企業の自主的な福祉活動を支援し、理解促進を図ります。

基本施策

- 基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- 基本施策2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進
- 基本施策3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

横断的分野2 生活環境の整備

基本方針

- 基本方針1 全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

基本施策

- 基本施策1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進
- 基本施策2 住まいの確保

横断的分野3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

基本方針

- 基本方針1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解と利用を促進し、障がいのある人が情報を取得したり、コミュニケーションしやすい環境づくりを進めます。
- 基本方針2 障がいのある人の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図り、情報アクセシビリティの向上につなげます。

基本施策

- 基本施策1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進
- 基本施策2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進
- 基本施策3 障がいに配慮した市政情報の提供
- 基本施策4 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

横断的分野4 障がいを理由とする差別の解消・権利擁護

基本方針

- 基本方針1 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供の推進に取り組みます。
- 基本方針2 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」に基づく障がい者虐待の防止等、障がいのある人の権利擁護を進めます。

基本施策

- 基本施策1 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 基本施策2 行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的配慮を受けやすくする環境の整備
- 基本施策3 権利擁護等の推進
- 基本施策4 障がい児・者虐待防止の推進

施策分野1 暮らしの支援

基本方針

- 基本方針1 障がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々のニーズに対応した支援体制の整備と、サービス提供基盤の一層の充実を図ります。
- 基本方針2 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関、事業者、ボランティア等の地域の社会資源の活用により、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。

基本施策

- 基本施策1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- 基本施策2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
- 基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援
- 基本施策4 地域福祉を担う人材育成・確保

施策分野2 保健・医療の推進

基本方針

- 基本方針1 健康づくりや各種検査に関する普及・啓発を推進し、障がいの原因となる疾病の予防や、障がいの早期発見に努め、適切な支援につなげます。
- 基本方針2 難病患者を含む障がいのある人に対する保健・医療サービスの充実を図り、地域生活を支援します。

基本施策

- 基本施策1 障がいの原因となる疾病の予防対策や、障がいの早期発見の推進
- 基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 基本施策3 精神保健・医療の充実
- 基本施策4 難病に関する保健・医療施策の推進

施策分野3 療育・教育の充実

基本方針

- 基本方針1 母子保健、療育、保育、教育、福祉、医療、就労等の関係機関の連携の下、乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- 基本方針2 障がいのある子どもが、その障がいの状況に応じた適切な支援を受けながら、社会から孤立することなく、社会の一員として包み支え合い、障がいのない子どもとともに、住み慣れた地域で安心して成長していける環境づくりを推進します。

基本施策

- 基本施策1 ライフステージに応じた支援体制の充実
- 基本施策2 療育の充実
- 基本施策3 学校教育の充実
- 基本施策4 成人期への移行支援

施策分野4 雇用・就労の促進

基本方針

- 基本方針1 障がいのある人それぞれに合った就労支援を、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携して取り組み、支援の充実・強化を図ります。
- 基本方針2 障がいのある人の一般就労への移行を推進し、雇用の定着を図るほか、福祉的就労への支援を充実し、工賃水準の向上を図ります。

基本施策

- 基本施策1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実
- 基本施策2 雇用の場の拡充(一般就労、福祉的就労)
- 基本施策3 障がいのある人の一般就労の推進
- 基本施策4 福祉的就労における工賃向上

施策分野5 スポーツ・文化等の振興

基本方針

- 基本方針1 スポーツや文化芸術活動等を通じて、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会を提供し、障がいのある人に対する理解促進を図ります。
- 基本方針2 障がい者スポーツ、障がい者の文化芸術活動を支援し、障がいのある人の体力の増強や交流、余暇の充実を図ることで、心豊かな地域生活を支援します。

基本施策

- 基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

施策分野6 安全・安心の実現

基本方針

- 基本方針1 障がいのある人が地域で安全・安心に生活することができるよう、防災対策や災害時における要配慮者対策を推進します。
- 基本方針2 障がいのある人が地域で孤立しないよう、地域の共助による重層的な見守り体制を構築します。

基本施策

- 基本施策1 災害や雪に強いまちづくりの推進
- 基本施策2 災害時における対応力の向上
- 基本施策3 地域における見守り活動の推進
- 基本施策4 消費者被害の防止

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGs(持続可能な開発目標)との関係性

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals:SDGs [エス・ディー・ジーズ])」とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段)から構成され、「地球上の誰一人として取り残さない(no one will be left behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国も含めた全ての主体が取り組む普遍的なものであり、日本においても積極的に取り組んでいます。

札幌市においては、2018年(平成30年)6月に「SDGs未来都市」に選定されたほか、札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019をはじめとした各種計画へSDGsの視点を反映するなど、SDGsの達成に向け積極的に取り組んでいます。

本計画においても、札幌市の障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等に係る提供体制の確保等を総合的かつ計画的に進めることで、17のゴールのうち「3 すべての人に健康と福祉を」「10 人や国の不平等をなくそう」の達成につなげていきます。

本計画が目指すSDGsのゴール





第2章 計画策定の背景

1 障がい者福祉をめぐる国の動向

■障がい者制度改革の動き

わが国では、2007年(平成19年)に「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」に署名して以降、国内の必要な制度改革が進められ、2011年(平成23年)には、障害者基本法が改正され、「日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずる」といういわゆる「社会モデル」に基づく「障がい者」の概念や「合理的配慮」の理念が盛り込まれました。

2013年(平成25年)4月に施行された障害者総合支援法では、改正障害者基本法の理念が掲げられるとともに、障がい福祉サービスの対象範囲に難病患者等も加わるなどの見直しが行われました。

また、同年6月、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、「障害者の雇用の推進に関する法律(障害者雇用促進法)」の改正では雇用分野における障がいのある方への差別の禁止等が定められました。(ともに2016年(平成28年)4月施行。)

さらに、2016年(平成28年)6月には、障がいのある方の望む地域生活への支援の一層の充実や障がい児支援の多様化するニーズへのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を主な内容として障害者総合支援法及び児童福祉法が改正されました。(ともに2018年(平成30年)4月施行。)

その後、障がいのある方の社会参加の促進のため、2018年(平成30年)6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術活動推進法)」が、2019年(令和元年)6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が施行されているほか、就

学前の障がい児の発達支援の無償化など、障がいのある子どもへの支援体制の強化が進められています。また、同年10月には障害福祉人材の処遇改善及び消費税率引き上げに伴う報酬改定が行われました。

■ニーズの高度化・多様化

障がいのある方が地域で安心して生活していくことができるよう、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスを中心に、さまざまな取組を実施しているところですが、個々の障がいの程度や状況に応じたきめ細やかな支援、出生から学齢期、成人に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援などが求められています。

これらの高度化・多様化したニーズには、障害者総合支援法等による法定サービスのみでは対応が難しいため、就労支援型の地域活動支援センターの運営等、札幌市独自の取組も併せて実施するなど、障がい特性等に配慮したきめ細やかな支援の在り方について引き続き検討していく必要があります。

また、今般の新型コロナウイルス感染症については、社会全体にさまざまな影響を与えているところです。こうした感染症流行時にあっても、障がいのある方の暮らしを支えるため、感染予防や拡大の防止を図りながら、安定的なサービス提供を確保していくことが大切です。

■地域の社会資源の活用

国における障がい者施策が大きく変わっていくなかで、障がいのある方のニーズに応じた質の高い支援を行っていくためには、行政による取組のほかに、地域のボランティア、関係団体、事業者等の地域の多様な社会資源を活用するなど、障がいのある方を地域全体で支え合う体制づくりが必要です。

2 札幌市の現状

(1) 札幌市における施策展開

札幌市は、2003年(平成15年)3月、障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目的として、障がいのある方の生活全般に関わる施策を体系化し、基本的な方向性を示した「札幌市障害者保健福祉計画」を策定しました。

その後、2007年(平成19年)3月に、障がいのある方の地域生活への移行や、就労支援を一層推進し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれる街づくりを進めるために、「札幌市障がい福祉計画(第1期)」を策定しました。

この2計画を、2012年(平成24年)3月に「さっぽろ障がい者プラン」として統合し、2015年(平成27年)3月の改定では、「安全・安心」「差別の解消・権利擁護」「行政サービスにおける配慮」の3分野を新設し、重点的に取組を行ってきたところです。

また、2016年(平成28年)4月の障害者差別解消法、2017年(平成29年)12月の「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」、2018年(平成30年)3月の「札幌市手話言語条例」などの施行や、国の第4次障害者基本計画等を踏まえ、2018年(平成30年)3月に「さっぽろ障がい者プラン2018」を策定しました。

(2) 障がいのある方の状況

札幌市発行の各種障がい者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の所持者数の合計は、2019年度末時点で約13万2千人(札幌市の人口の約7%)、2016年度から約6千人増えています。

身体障害者手帳の所持者数は横ばいの傾向にありますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加の傾向にあります。【表1】

また、札幌市は、医療機関等の社会資源が多いこともあり、3手帳とも、市外からの転入者数が転出者数を上回る転入超過の傾向がみられます。【表2】

こうした状況から、計画期間(2021～2023年度)においては、引き続き障がいのある方の増加が予想されます。

【表1】各障がい手帳所持者数等の推移

(3月末時点。ただし、札幌市の人口は4月1日時点。)(単位：人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
札幌市の人口	1,946,407	1,949,947	1,953,883	1,958,408
手帳所持者全体	125,727	127,652	129,594	132,091
身体障がい	83,564	83,585	83,534	83,780
知的障がい	17,375	18,041	18,722	19,416
精神障がい	24,788	26,026	27,338	28,895

【表2】各障がい手帳所持者数の転入・転出者数の推移

(各年度中)(単位：人)

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
手帳所持者全体	転入者数	1,294	1,331	1,290	1,466
	転出者数	769	700	761	778
身体障がい	転入者数	833	876	804	891
	転出者数	488	470	503	532
知的障がい	転入者数	177	174	205	225
	転出者数	173	160	152	172
精神障がい	転入者数	284	281	281	350
	転出者数	108	70	106	74

(3)障がい別の状況

■身体障害者手帳

年齢別では、全体の7割以上を占める65歳以上の手帳所持者数が、年々増加していることがわかります。【表3】

また、障がい状況別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。【表4】

【表3】 身体障害者手帳所持者数の年齢別推移

(3月末時点) (単位：人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
18歳未満	1,484	1,455	1,460	1,441
18歳以上65歳未満	22,387	21,911	21,435	21,132
65歳以上	59,693	60,219	60,639	61,207

【表4】 身体障害者手帳所持者数の障がい状況別推移

(3月末時点) (単位：人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
視覚障がい	4,424	4,394	4,402	4,439
聴覚・平衡機能障がい	5,278	5,263	5,269	5,296
音声・言語又はそしゃく機能障がい	833	832	860	863
肢体不自由	48,018	47,494	46,710	46,093
内部障がい	25,011	25,602	26,293	27,089
合計	83,564	83,585	83,534	83,780

■療育手帳

どの障がい程度においても増加の傾向にありますが、特にB－(軽度)の手帳所持者数が増えています。【表5】

年齢別で見ると、18歳以上の所持者数は年々増加していますが、65歳以上の方の割合は少なく、2019年度は全体のおよそ6%弱(1,100人)となっています。【表6】。療育手帳所持者数の増加は、以前に比べて知的障がいに対する認知度が高くなったことが、要因のひとつと考えられます。

【表5】療育手帳所持者数の障がい程度別推移

(3月末時点) (単位：人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
A(重度)	5,788	5,870	5,974	6,083
B(中度)	3,836	3,943	4,032	4,108
B－(軽度)	7,751	8,228	8,716	9,225
合計	17,375	18,041	18,722	19,416

【表6】療育手帳所持者数の年齢別推移

(3月末時点) (単位：人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
18歳未満	4,757	4,839	4,888	4,957
18歳以上	12,618	13,202	13,834	14,459 ※うち65歳以上 1,100

■精神障害者保健福祉手帳

身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいの手帳所持者のうち、この4年間でもっとも増加しているのが、精神障がいです。【表7】のとおり、2016年度と2019年度を比較すると4千人以上増加していることがわかります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加は、以前に比べて精神障がいに対する社会の理解が進んできていることが要因のひとつとして考えられます。

【表7】精神障害者保健福祉手帳の障がい程度別推移

(3月末時点) (単位：人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
1級	1,365	1,362	1,397	1,460
2級	13,079	13,500	13,981	14,484
3級	10,344	11,164	11,960	12,951
合計	24,788	26,026	27,338	28,895

■札幌市の難病患者数(特定医療費(指定難病)受給者証所持者数)

2013年(平成25年)4月に施行された障害者総合支援法により、障がいのある方の範囲が拡大され、難病患者も障がい福祉サービス等を利用できるようになりました。

2020年(令和2年)4月1日現在、361疾病が障がい福祉サービス等の対象に、333疾病が医療費助成の対象となっています。

【表8】特定医療費(指定難病)受給者証所持者数

(3月末時点) (単位：人)

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
21,564	20,661	21,177	21,865

(4)障がい福祉サービス等利用者数・給付費の推移

【表9】【表10】 のとおり、障がい福祉サービス等の利用者数・給付費は、ともに年々増加傾向にあります。

【表9】 障がい福祉サービス等利用者数（延べ人数）の推移

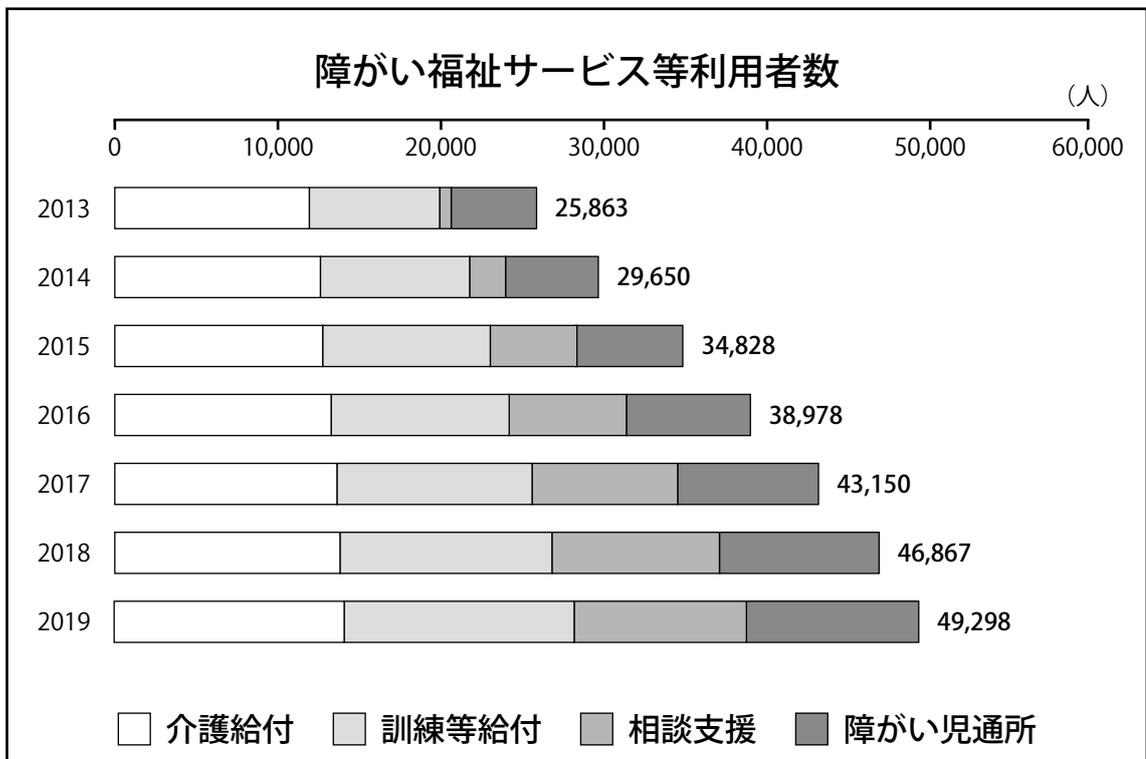
（3月末時点）（単位：人）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
介護給付	13,427	13,779	13,909	14,212
訓練等給付	10,843	11,848	13,018	14,005
相談支援	7,205	8,956	10,330	10,588
障がい児通所	7,503	8,567	9,610	10,493
合計	38,978	43,150	46,867	49,298

※各年度3月利用実績（2019年度は1月利用実績）。

※相談支援のうち地域移行支援・地域定着支援は年間利用人数。

【参考】 障がい福祉サービス等利用者数（延べ人数）の推移（2013→2019）

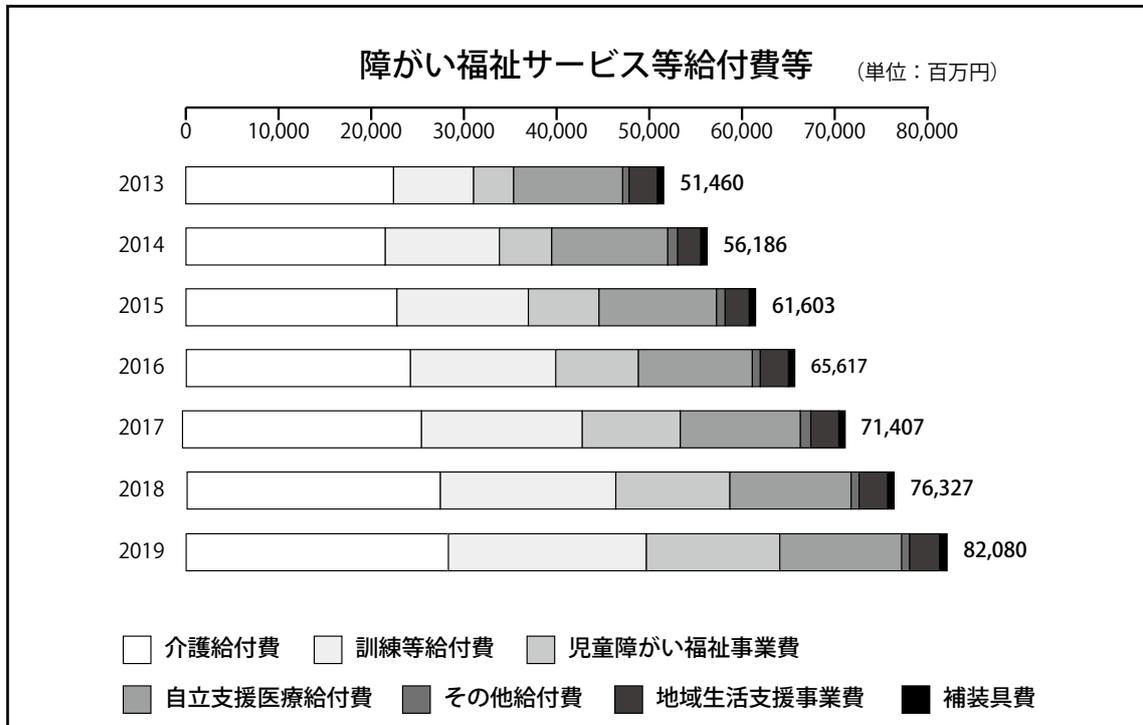


【表10】 障がい福祉サービス等給付費等の推移

(単位：百万円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
介護給付	24,243	25,967	27,457	28,651
訓練等給付	15,615	17,268	18,846	21,218
児童障がい 福祉事業費	8,874	10,607	12,491	14,423
自立支援 医療給付費	12,746	13,069	13,049	13,330
その他給付費	890	1,154	1,105	1,108
地域生活 支援事業費	2,738	2,851	2,857	2,818
補装具費	512	491	520	532
合計	65,617	71,407	76,327	82,080

【参考】 障がい福祉サービス等給付費等の推移 (2013→2019)



3 令和元年度札幌市障がい児者実態等調査結果(概要)

(1)調査の概要

札幌市の障がい福祉施策に係る今後の方向性を検討するために、障がいのある方の生活実態や取り巻く課題等を把握し、本計画を策定する際の基礎資料とすることを目的として、2019年(令和元年)10月から12月までの期間において実施しました。(調査基準日：同年9月1日)

この調査の対象者や回収結果は、下表のとおりです。

調査種別	調査方法	発送数	回収数	回収率
1.障がい者調査	郵送調査	6,430	2,806	43.6
2.障がい児調査	郵送調査	1,046	461	44.1
3.市民意識調査	郵送調査	3,000	1,048	34.9
4.企業意識調査	郵送調査	1,000	340	34.0
5.事業所 ³ 調査	郵送調査	1,400	866	61.9
6.施設入所者調査	Email調査	30	20	66.7
7.精神科病院 入院患者調査	Email調査	37	15	40.5

(単位：%)

3：札幌市が指定している障がい福祉サービス等提供事業所のこと

(2) 調査結果

前回(2016年度)行った同調査の結果と比較し、札幌市の取組の効果について振り返ります。

■障がいのある方に対する市民理解

<障がい者調査・障がい児調査>

前回調査より、市民理解が「(まあまあ)深まっていると思う」と答えた方の割合が若干増えています。しかしながら、「まったく思わない」「あまり思わない」と答えた方のほうが上回る傾向は変わらず、障がいのある方に対する理解はまだ十分とはいえず、引き続き理解促進を図っていく必要があります。

	障がい者調査		障がい児調査	
	2016年度	2019年度	2016年度	2019年度
深まっている・ まあまあ深まっている	26.1	27.9	14.3	18.2
どちらともいえない	31.5	29.9	34.8	33.8
あまりそう思わない・ まったく思わない	37.1	35.5	50.3	47.3

(単位：%)

<市民意識調査>

障害者差別解消法や、札幌市において制定した各種条例や取組については「知らない」と答えた方が多く、引き続き普及啓発を図っていく必要があります。

	障害者差別解消法	札幌市障がい者コミュニケーション条例	札幌市手話言語条例	心のバリアフリー	ヘルプマーク
内容も知っている	6.3	2.5	2.6	11.5	37.6
聞いたことがある	24.7	10.3	7.5	22.4	22.3
知らなかった	66.8	81.8	84.4	60.7	36.0
無回答	2.2	5.4	5.5	5.4	4.1

(単位：%)

<企業意識調査>

障がい者雇用に関するハードルについて尋ねた設問では、「障がいのある方のことをそもそもよく分からないから雇用に踏み出せない」と回答した企業が6割弱ありました。障がいのある方に対する企業側の理解のより一層の促進が必要といえます。

障がいのある方のことをそもそもよく分からないから雇用に踏み出せない	割合 (%)
とてもそう思う・そう思う	55.3
あまりそう思わない・全くそう思わない	40.9

(単位：%)

■障がい福祉サービスについて

<障がい者調査・障がい児調査>

前回調査よりも、量・内容ともに「(おおむね)満足している」割合が増えましたが、「(あまり)満足していない」と感じる方も一定数存在しています。

また、サービスの質や事業所の対応について、ある程度満足していると感じている方がいる一方で、前回調査より「(あまり)満足していない」の割合が若干増加しました。

		障がい者調査		障がい児調査	
		2016年度	2019年度	2016年度	2019年度
量 ⁴	(おおむね)満足している	78.9	80.9	78.8	83.6
	(あまり)満足していない	14.6	14.1	19.1	15.7
内容 ⁵	(おおむね)満足している	76.1	78.2	83.2	84.3
	(あまり)満足していない	14.6	16.3	13.9	15.3
質 ⁶	(おおむね)満足している	75.1	76.2	79.1	78.5
	(あまり)満足していない	15.2	17.3	11.1	13.7
事業所の対応	(おおむね)満足している	77.4	79.6	84.3	90.2
	(あまり)満足していない	13.6	15.1	11.8	9.8

(単位：%)

<事業所調査>

事業所が業務を円滑に実施するために必要な人手が「(やや)不足している」「非常に不足している」と回答した事業所が全体の7割を超えています。

職員不足の原因として「職員の採用が困難」と答える事業所が6割以上、雇用が困難な理由を「賃金が低い」「精神的な負担が大きい」と回答した割合がそれぞれ4割程度となっています。

4：利用することのできるサービスの日数や時間数のこと。

5：利用することのできるサービスのメニューのこと。(例：身体介護や掃除、洗濯等)

6：サービス提供事業所の職員による支援技術などのこと。

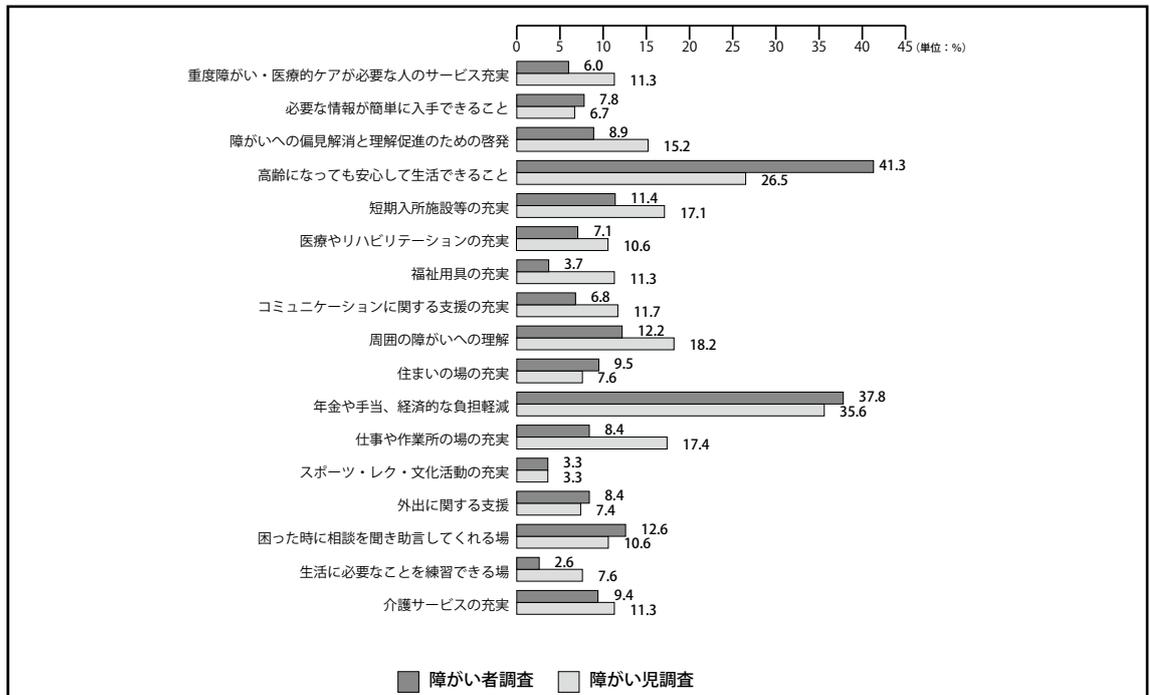
■障がいのある方が希望する生活のためにあればいいこと

<障がい者調査・障がい児調査>

前回調査に引き続き、高齢になった時の生活に不安を感じている方の割合が多い結果となりました。

	障がい者調査		障がい児調査	
	2016年度	2019年度	2016年度	2019年度
高齢になっても安心して生活できること	第1位	第1位	第1位	第2位
困った時に相談を聞き助言してくれる場	第2位	第3位	第1位	第12位
年金や手当、経済的な負担軽減	第3位	第2位	第4位	第1位
周囲の障がいへの理解	第6位	第5位	第3位	第3位

【参考】障がいのある方が希望する生活のためにあればいいこと



<施設入所者調査>

本人の地域生活を支える環境面においては、夜間や緊急時の支援に不安を感じているほか、一度退所すると再入所できないのではないかとすることに不安を感じている方が多く、これらが退所に向けた課題になっていることがうかがえます。

ご本人の状態像としては、常時の介護や見守りを要する方が多く、在所期間が20年以上の入所者については「ご家族からのサポートが期待できない」とする割合が最も高くなっています。

地域移行に当たっては、サービス提供基盤の一層の充実が必要となっています。

	退所に向けての不安な点	割合（ % ）
第1位	夜間や緊急時の支援を十分に受ける ことができないという不安がある	61.9
第2位	一度退所すると再入所できないのでは ないかという不安がある	39.4
第3位	住まいの確保が困難	35.8

	支援者から見たご本人の様子	割合（ % ）
第1位	介護や見守り等の支援が常時必要である	65.9
第2位	退所したいのかどうか、本人の意思が 確認できない	51.1
第3位	対所に向けた意識が乏しい	39.8

<精神科病院入院患者調査>

退院ができない要因として、「症状が不安定」という理由が最も高くなっています。病状が治まっている方(院内寛解あるいは改善傾向)の場合、「退院意欲が乏しい」ことが、退院に向けた問題点になっています。

退院後に必要な支援としては、前回調査同様、「訪問看護サービス」とする割合が最も高くなっています。

	退院ができない要因	割合 (%)
第1位	病状が不安定	51.6
第2位	現実認識が乏しい	46.6
第3位	退院意欲が乏しい	28.4
第4位	病識がなく通院服薬の中断が予想される	27.4
第5位	家事（食事・洗濯・金銭管理など）ができない	26.4

■就職の経緯(障がい手帳等種類別)

＜障がい者調査＞

身体障害者手帳をお持ちの方については、等級に関わらず「自分で探した」が最も多く、次いで「ハローワークを利用した」となっており、自立支援医療や特定医療費(指定難病)の受給者証をお持ちの方も同様の結果となっています。

療育手帳をお持ちの方については、学校や福祉的就労(就労移行支援事業所等)からの支援を受け就職につながっている傾向がみられました。

就職の経緯 (単位：人)		ハローワーク	学校	就労移行支援等	相談支援事業所等	親族等の紹介	自分で探した	その他
身体	1・2級	26	1	4	1	17	47	28
	3・4級	24	3	2	1	17	55	21
	5・6級	8	0	1	0	6	16	7
療育	A(最重度・重度)	0	2	1	0	0	0	1
	B(中度)	5	16	12	1	6	2	4
	B一(軽度)	33	32	37	10	10	17	7
精神	1級	0	0	0	0	1	1	0
	2級	13	0	9	1	7	10	1
	3級	14	3	6	3	10	34	17
その他	自立支援医療(精神通院)	11	2	10	2	7	15	3
	指定難病・特定疾患医療	13	7	2	0	16	38	17

現状のまとめ

札幌市では、これまでも、さっぽろ障がい者プランに基づき、着実に施策を進め、法律が定める障がい福祉サービス等も含めて、障がい福祉施策全般の充実を進めてきました。

しかしながら、札幌市が実施したアンケート調査結果にもあるとおり、障がいのある方への理解がまだ十分とは言えないことや、前回調査より改善傾向にあるものの、サービスの質についてはさらなる充実を求める声が寄せられているなど、障がいのある方やその家族にとっては、いまだに多くの生活のしづらさが残っています。

また、計画期間(2021～2023年度)においては、各種障がい者手帳所持者数の増加などに伴って、障がい福祉サービス等の利用が広がることを見込まれます。

引き続き障がい福祉サービス等の提供体制を確保していくことが課題となっています。

4 目指すべき共生社会に向けて ～障がい福祉施策の視点から～

令和元年度札幌市障がい児者実態等調査では、札幌市が目指すべき共生社会の具体的なイメージを構築するため、障がいのある方を含めた市民や企業のみなさまからご意見を伺いました。

共生社会の実現のために必要と考える施策としては、「心のバリアフリー化の推進」「就労機会の充実」が、いずれの調査でも上位を占めています。

■共生社会の実現のために必要な施策(アンケート結果から)

	障がい者調査	障がい児調査	市民意識調査	企業意識調査
第1位	障がい福祉サービスの充実	就労機会の充実	就労機会の充実	就労機会の充実
第2位	心のバリアフリー化	心のバリアフリー化	心のバリアフリー化	心のバリアフリー化
第3位	就労機会の充実	インクルーシブ教育の充実	建築物・交通のバリアフリー化	建築物・交通のバリアフリー化

市内の障がい関連団体を対象としたグループヒアリングにおいても、これらの施策に関連した意見は多く、障がいのある方に対する理解不足により生じる差別や偏見、就労の難しさなどを課題とする意見が挙げられています。

■共生社会のイメージ(障がい者団体へのヒアリング調査結果から)

観点	目指すべき共生社会像	共生社会実現に必要な施策
意識上の バリア	障がいが個人の特性のひとつとして認識され、その差異が理解されること(互いの理解)により差別や偏見が生じない社会、互いに支え合える社会	障がいへの理解促進や、障がいの有無にかかわらず共に育つ環境(インクルーシブ)、交流機会の創出等による心のバリアフリーの実現にむけた施策
制度的な バリア	障がいの有無によらず自立した生活を営むことができる社会	就労支援制度の拡充・改善や、一般就労機会の拡充など、就労に関連した施策
物理的/ 文化・情報面の バリア	障がいの有無によらず、自由に社会参加や生活を営むことができる社会	障がい福祉サービスの拡充 建物、交通機関といったハード面でのバリアフリーの推進施策 余暇活動支援、情報提供手法の拡充施策

障がい者調査及び障がい児調査において、障がいのある方の約3割、障がいのある子どもの約5割が、何らかの差別経験があると答えています。

また、企業意識調査において障がい者雇用に関するハードルについて尋ねた設問では、「障がいのある方のことをそもそもよく分からないから雇用に踏み出せない」と回答した企業が6割弱ありました。障がいのある方の就労機会の充実を図るためには、正規雇用率の向上や待遇改善等はもとより、障がいのある方に対する企業側の理解のより一層の促進が必要といえます。

今回のアンケートに回答してくださった方の多くが、共生社会について、障がい等に対する理解が進み差別や偏見が生じない社会、就労をはじめ社会参加の機会が充実した社会というイメージを持っていることがうかがえます。心のバリアフリー化や社会参加の促進は、共生社会を推進する重要な要素であり、これら双方に係る課題として挙げられている障がいのある方に対する理解のより一層の促進が、札幌市の障がい福祉施策の継続的な課題といえます。



第3章 計画の体系

1 基本理念・計画目標

本計画は、さっぽろ障がい者プラン2018を構成する計画であることから、引き続き、プランに掲げる基本理念及び計画目標の推進を目指します。

また、国の基本指針で示された新たな考え方や札幌市の障がい福祉施策の視点から目指すべき共生社会の実現に向けた取組を、本計画に反映させていきます。

■基本理念

障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

■計画目標

- 1 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 2 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 3 施設、病院から地域への移行推進と地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- 4 市民、事業者、行政などの連携強化による地域の福祉力の向上
- 5 障がいのある子どもへの支援
- 6 障がいを理由とする差別の解消

2 2023年度の成果目標

障がいのある方の自立支援の促進や共生社会の実現に向けて、必要な障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として成果目標を設定します。

なお、国が基本指針で例示する成果目標と札幌市が設定する成果目標との対応関係については、第6章(109～112頁)に掲載しています。

<新規・強化の表記について>

新規：前計画(障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期))には掲載していないが、新たに計画に位置づけて取り組んでいく項目。

強化：前計画に掲載しているもので、新たな事業等によって取組が強化される項目。

※いずれも、本計画の計画期間前(2020年度以前)から事業等を開始していたものを含む。

■障がい福祉サービス等に関する目標

成果目標① 入所施設の入所者の地域生活への移行

- 1) 施設入所者の地域生活への移行者数
- 2) 施設入所者数の減少

成果目標② 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実(強化)

成果目標③ 福祉施設から一般就労への移行

- 1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数
- 2) 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方のうち、就労定着支援事業を利用する割合

成果目標④ 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援(強化)

成果目標⑤ 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の推進(新規)

■障がいのある方に対する理解促進に関する目標(札幌市独自設定)

成果目標⑥ 障がいのある方に対する理解促進

- ・ 障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある方の割合
- ・ 障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合

成果目標① 入所施設の入所者の地域生活への移行

1) 施設入所者の地域生活への移行者数

<第6期計画の国の基本指針>

2020年3月31日の施設入所者のうち、2023年度末において6%以上の人が地域生活へ移行することを目指す。

<札幌市の第5期計画の目標と進捗状況>

2017年3月31日の施設入所者2,093人のうち、2020年度末において125人(6%)の方が地域生活に移行することを目指しました。(国の基本指針は9%)

2020年度末の目標	2017年4月から2019年3月末までの実績(累計) / 進捗率
125人	27人 / 21.6%

※北海道調べ

<札幌市の第6期計画の目標>

2020年3月31日の施設入所者2,009人のうち、2023年度末(2024年3月末)において60人(3%)以上の方が地域生活に移行することを目指します。

<目標設定の考え方>

近年は、施設に入所している方の高齢化や障がい程度の重度化が進んでいることから、第5期計画の目標達成は厳しい状況にあり、今後も高齢化に伴い、地域への移行は伸び悩むことが想定されます。札幌市も介護・見守り体制の充実をはじめ、目標達成に向けた方策を講じることで、国の基本指針と同様に、2016～2018年度の年平均増加率(札幌市の場合は約2.1%)の達成を目指すこととし、2023年度末までに60人以上の方が地域へ移行することを目標として設定します。

2) 施設入所者数の減少

<第6期計画の国の基本指針>

2023年度末の施設入所者を、2020年3月31日の施設入所者数から1.6%以上減少することを目指す。

<札幌市の第5期計画の目標と進捗状況>

2020年度末の施設入所者を、2017年3月31日の施設入所者数2,093人から83人(約4%)減少することを目指しました。(国の基本指針は2%以上)

2020年度末の目標	2017年4月から2020年3月末までの実績(累計) / 進捗率
83人	85人 / 102.4%

<札幌市の第6期計画の目標>

2023年度末の施設入所者を、2020年3月31日時点の施設入所者数2,009人から110人(約5.5%)以上減少することを目指します。

<目標設定の考え方>

施設入所支援のサービス利用実績から、2017~2019年度の年平均減少率(1.4%)が今後も続くと見込み、2020~2023年度の累計減少数(推計)を110人(約5.5%)と推計しました。

目標達成に向けた方策について、着実に取り組みを進め、推計を上回る目標を設定します。

地域移行以外の減少要因には、死亡や長期入院等があります。また、障がいの重い方を受け入れるグループホームの整備も進んでいると考えられます。

◆◇ 成果目標①を達成するための方策 ◇◆

【介護・見守り体制の充実】 …強化

地域生活を行うために必要な介護・見守り体制を構築します。

- ・重度の障がいのある方に対応した訪問系・日中活動系サービスの利用、地域定着支援などの利用を促進します。
- ・重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、従来の基準(「定型」という)とは別に、個々の事情に応じて必要な介護時間を個別に決定する判断基準(いわゆる「非定型」)を導入します。
- ・緊急時の相談支援や受入れ先の確保等の機能を備える地域生活支援拠点等も活用し、障がいのある方の生活を地域全体で支えます。
- ・施設退所後、生活介護の利用が多く見込まれることから、生活介護事業所における重度障がいのある方の受入促進を図ります。

【住まいの確保】

- ・グループホームの整備推進などにより、住まいの確保を図ります。
- ・民間住宅への移行が可能な方は、障がい者相談支援事業所が行う住宅入居等支援業務などにより、民間住宅等への入居を促進します。
- ・市営住宅入居者募集の抽選時の優遇や、入居から退去までをサポートする相談体制の充実等により民間住宅を含む住宅市場全体で住宅セーフティネット(安全網)を構築し、高齢の方、障がいのある方など、住宅確保要配慮者の居住の場の安定確保を目指します。

【相談支援の充実】

地域移行支援及び地域定着支援の利用促進により、施設入所者への地域移行を促します。

成果目標② 地域生活支援拠点等⁷の整備及び機能の充実

<第6期計画の国の基本指針>

2023年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

<札幌市の第5期計画の目標と進捗状況>

地域生活支援拠点等を、2020年度末までに少なくとも1か所整備することを目指しました。

2020年度末までの目標	2021年3月31日時点の実績／進捗率
整備	2020年度に整備 / 100%

<札幌市の第6期計画の目標>

2023年度末までの間、1か所以上の地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを目指します。

<目標設定の考え方>

国の基本指針に即し設定します。

◆◇ 成果目標②を達成するための方策 ◇◆

【地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実】…強化

札幌市自立支援協議会での検討を踏まえ、市内の社会福祉資源等も活用し、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その後も引き続き機能の充実を図ります。

7：障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えつつ、障がいのある方の地域生活支援をさらに推進する観点から、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりなどの機能を整備するもの。

成果目標③ 福祉施設から一般就労への移行

1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

<第6期計画の国の基本指針>

- ・ 2023年度までに、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を、2019年度の移行実績の1.27倍以上を基本とする。
- ・ 2023年度までに、就労移行支援の利用者のうち一般就労への移行者数を、2019年度の移行実績の1.30倍以上を基本とする。**(新規)**
- ・ 2023年度までに、就労継続支援A型の利用者のうち一般就労への移行者数を、2019年度の移行実績の概ね1.26倍以上を目指す。**(新規)**
- ・ 2023年度までに、就労継続支援B型の利用者のうち一般就労への移行者数を、2019年度の移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。**(新規)**

<札幌市の第5期計画の目標と進捗状況>

2020年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を、2016年度の移行実績444人の1.5倍（666人）とすることを目指しました。（国の基本指針と同じ1.5倍）。

2020年度末までの目標	2020年3月31日時点の実績／進捗率
666人	621人 / 93.2%

※北海道調べ

<札幌市の第6期計画の目標>

- ・ 2023年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を、2019年度の移行実績621人の1.11倍（680人）以上とすることを目指します。
- ・ 2023年度において、就労移行支援の利用者のうち一般就労への移行者数を、2019年度の移行実績424人の1.01倍（430人）以上とすることを目指します。**(新規)**
- ・ 2023年度において、就労継続支援A型の利用者のうち一般就労への移行者数を、2019年度の移行実績87人の1.15倍（100人）以上とすることを目指します。**(新規)**
- ・ 2023年度において、就労継続支援B型の利用者のうち一般就労への移行者数を、2019年度の移行実績110人の1.36倍（150人）以上とすることを目指します。**(新規)**

<目標設定の考え方>

福祉施設から一般就労への移行については、2018年4月の法定雇用率の引き上げの要因もあり、2018～2019年度は好調に推移しました。札幌市では、引き続き各種就労支援策を推し進めていくことを通じ、この2年間の各サービスの利用者に占める一般就労移行者数から算出した年平均就労移行率の達成を目指すこととし、2023年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を680人以上とすることを目指します。なお、各サービスの目標についても、それぞれこの2年間の各サービスの利用者に占める一般就労移行者数から算出した年平均就労移行率の達成を目指し、移行者数の目標を設定します。

2) 就労定着支援事業の利用者数(新規)

<第6期計画の国の基本指針>

2023年度において、就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

<札幌市の第6期計画の目標>

2023年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する方のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。

<目標設定の考え方>

国の基本指針に即し設定します。

◆◇ 成果目標③を達成するための方策 ◇◆

【障がい者就業・生活相談支援事業】

障がいのある方の雇用の促進と就労の安定を図るため、就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して「ジョブサポーター」や支援員による雇用促進・職場定着支援を図ります。

【障がい者元気スキルアップ事業】

履歴書の書き方や社会マナー等、就職のためのスキル習得や福祉サービス事業所の支援能力の向上、民間企業に障がい者の理解を深めるため、セミナー開催や求人紹介等を行います。

【障がい者協働事業】

障がいのある方を5人以上雇用し、他の従業者からサポートを受けながら共に働くことにより、障がいのある方の継続した雇用の場となる「障がい者協働事業」を行う事業所等に対して、その運営経費の補助を行います。

成果目標④ 医療的ケアを必要とする障がいのある子ども⁸への支援

<第6期計画の国の基本指針>

2023年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等に関するコーディネーターを配置する。

<札幌市の第5期計画の目標と進捗状況>

医療的ケアを必要とする障がいのある子どもが適切な支援を受けられるよう、2018年度末までに、関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を目指しました。

2018年度末までの目標	2019年3月31日時点の実績／進捗率
設置	2018年度に設置 / 100%

<札幌市の第6期計画の目標>

2023年度末までに医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等に関するコーディネート機能の構築を目指します。

<目標設定の考え方>

札幌市における社会資源の状況等をふまえながら、地域におけるコーディネート機能の構築を目指します。

8：NICU（新生児集中治療室）などに長期入院したあと、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な子どものこと。なお、障がい児施策の対象とならないが医療的ケアを必要とする子どもなどを広く含む。

◆◇ 成果目標④を達成するための方策 ◇◆

【医療的ケア児支援者養成研修の充実】 …新規

医療的ケア児支援者養成研修の充実などを通じて、地域におけるコーディネート機能の向上を目指します。

【サポート医師の配置】 …新規

障がい福祉サービス事業所や学校、保育所等を支援するサポート医師を配置し、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもの受入促進など、支援体制の充実を図ります。

成果目標⑤ 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の推進（新規）

<第6期計画の国の基本指針>

2023年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

<札幌市の第6期計画の目標>

2023年度末までに、本市における障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進します。

<目標設定の考え方>

将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、さまざまな障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とともに、それを担う人材が必要となります。引き続き、市職員向けの取組と事業所支援の取組を両輪で推進していきながら、サービス等の質の向上を図っていきます。なお、本成果目標の進捗については、「9 障がい福祉サービス等の質の向上(68～70頁)」の各項目の進捗をもって評価・検証を行います。

◆◇ 成果目標⑤を達成するための方策 ◇◆

【障がい福祉サービス等に係る各種研修の実施】 …新規

障がい福祉サービス等に係る市職員向け研修を引き続き実施し、障がい福祉サービス等についての理解をより一層深めていきます。

【指導監査結果の関係市町村との共有】 …新規

障がい福祉サービス等事業所に対し指導監査を適正に実施するとともに、指定取消等の行政処分等に至った場合は、監査結果を関係自治体と共有する取組を行っていきます。

【障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施】 …新規

障がい福祉サービス事業所における人材確保・定着、サービスの質の向上を図るため、事業所管理者向けの研修や児童指導員等を対象とした初任者向け児童発達研修を実施します。障がい福祉サービス事業所等による**キャリアパス制度**⁹の導入を支援する「キャリアパス制度導入支援事業」や、専門学校などとの連携により、新卒者等に対して直接障がい福祉の仕事の魅力を発信し、新規就職者の増加を目指す「障がい福祉サービス魅力発信事業」に新たに取り組めます。

【障がい福祉サービス等に係る集団指導及び

障がい者自立支援審査システムによる審査結果等の共有】 …新規

札幌市が実施する障がい福祉サービス等事業所に対する集団指導において、よくある指摘事項、請求誤りの事案を説明・共有し、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

【障がい児地域支援マネジメント事業の実施】 …新規

地域に配置された障がい児地域支援マネージャーが、担当地区内の障がい児通所支援事業所を訪問して、療育情報の把握と提供、療育への技術支援や関係機関の支援調整を実施します。

【新型コロナウイルス感染症等の対策に係る事業所支援】 …新規

- ・ 新型コロナウイルス感染症等、感染症流行時にあっても安定的なサービス提供が図られるよう、必要な情報提供や研修等を実施します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等に、障がい福祉サービスの職員等が罹患した場合などには、保健所と連携しながら迅速な助言・指導に取り組めます。
- ・ 入所施設等における集団感染に備え、北海道と連携して、施設間の協力体制を促し、必要な介護の確保を図ります。

9: 経験や資格に応じた昇給・手当制度などのこと。

【障がい福祉サービス等の質を評価する仕組みの検討】 …新規

障がい福祉サービス等の利用者に、より適切かつ効果的なサービスが提供されるよう、事業所のサービスの質を評価する仕組みを検討します。

成果目標⑥ 障がいのある方に対する理解促進（札幌市独自設定）

＜札幌市の第5期計画の目標と進捗状況＞

	2020年度末の目標	2020年3月31日時点の実績
障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある方の割合	60 %	48.4 %
障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合	60 %	35.4 %

＜札幌市の第6期計画の目標＞

	2023年度末の目標
障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある方の割合	60 %
障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合	60 %

＜目標設定の考え方＞

プランの基本理念の推進を目指し、また、2019年度時点では未達成であることから、次期計画においても引き続き設定します。

なお、目標値は、札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」や「第4次さっぽろ子ども未来プラン」と整合性を図り設定しています。

◆◇ 成果目標⑥を達成するための方策 ◇◇

【心のバリアフリーの普及啓発の推進】 …強化

- ・ 2020年度から、企業向けと市民向けに、心のバリアフリー研修を開始し、更なる普及啓発に努めます。研修修了者には、心のバリアフリー推進マークのバッジを配布します。
- ・ さまざまな障がい特性等を掲載したガイドブックを再編し、4コマ漫画等を用いて比較的平易な内容とした「心のバリアフリーガイド わかりやすい版」を、市内の小学4年生へ配布するとともに、出前講座などを通じて、子どもの理解促進を図っていきます。
- ・ 障害者差別解消法に係る取組の一つとして、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布を通じ、一層の周知に取り組んでいきます。

第4章 障がい福祉サービス等の種類ごとのサービス量見込み



<新規の表記について>

新規：各事業・取組のうち、前計画（障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期））には掲載していないが、新たに計画に位置付けて取り組んでいく項目。

※本計画の計画期間前（2020年度以前）から事業等を開始していたものを含む。

1 訪問系サービス 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

地域で生活していくために必要な訪問系サービスを、障がいの種別にかかわらず充実させていきます。

※訪問系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

□利用人数：月間の実利用人数

□利用時間数：月間の延べサービス利用時間数

(1) 居宅介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	4,340	4,450	4,570
利用時間数(時間/月)	81,860	82,550	83,300

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的・精神障がいにより常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	440	450	460
利用時間数(時間/月)	134,500	151,000	169,320

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	470	470	470
利用時間数(時間/月)	9,530	9,530	9,530

(4) 行動援護

知的または精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	770	780	790
利用時間数(時間/月)	12,620	12,780	12,940

(5) 重度障がい者等包括支援

常時介護を必要とする方であって、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	1	1	1
利用時間数(時間/月)	640	640	640

2 日中活動系サービス 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）

障がいの種別にかかわらず、地域でいきいきと生活することができるよう、日中活動系サービスを充実させていきます。

※日中活動系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

利用人数：月間の実利用人数

利用日数：月間の延べサービス利用日数

(1)生活介護

常時介護を必要とする方に対し、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的な活動または生産活動の機会を提供し、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	5,110	5,180	5,240
利用日数(人日/月)	94,290	93,420	92,670

(2)自立訓練(機能訓練)

身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定期間、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	20	20	20
利用日数(人日/月)	290	290	290

(3) 自立訓練(生活訓練)

生活能力の維持、向上等のため、一定期間、入浴、排せつ及び食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	290	320	350
利用日数(人日/月)	3,180	3,300	3,420

(4) 宿泊型自立訓練

生活能力等の維持、向上のため、一定期間、居室その他の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	50	50	50
利用日数(人日/月)	1,560	1,620	1,680

(5) 就労移行支援

一般企業での就労を希望する方に、就労に必要な知識及び能力向上のため、一定期間、事業所内や企業における生産活動等の機会の提供を行うとともに、必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	820	830	840
利用日数(人日/月)	13,310	13,470	13,640

(6)就労継続支援A型

雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	2,120	2,170	2,220
利用日数(人日/月)	39,490	39,760	40,030

(7)就労継続支援B型

雇用契約を結ばずに、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	8,520	9,170	9,820
利用日数(人日/月)	133,050	140,900	148,750

(8)就労定着支援

雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上でのさまざまな問題に関する相談、助言その他必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人日/月)	390	460	530

(9)療養介護

医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人日/月)	310	310	310

(10)短期入所(ショートステイ)福祉型

介護する方が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設や事業所において、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	1,120	1,190	1,260
利用日数(人日/月)	7,920	8,370	8,820

(11)短期入所(ショートステイ)医療型

介護する方が病気の場合などに、一時的に、医療機関などにおいて、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	220	230	240
利用日数(人日/月)	900	940	980

3 居住系サービス等 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等

地域における居住の場としてのグループホーム(共同生活援助)について、その運営を行う社会福祉法人などに必要な支援を行い充実を図るとともに、地域生活支援拠点等の整備や、地域移行支援・地域定着支援等の推進と併せ、入所施設や病院から地域生活への移行を進めます。

※居住系サービス等の見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

□利用人数：月間の実利用人数

(1) 自立生活援助

一人暮らしの方などに、一定期間、定期的な居宅訪問や、随時の相談に応じるなど、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整などの支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	20	30	40

(2) 共同生活援助

主に夜間において、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	3,970	4,280	4,620
定員数	4,376	4,718	5,093

(3)施設入所支援

施設入所する方に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	1,953	1,926	1,899

(4)地域生活支援拠点等(新規)

地域生活支援拠点等を整備、運営するとともに、その機能の充実に向けた検証や検討を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
設置箇所数	1	1	1
検証及び検討の実施回数	1	1	1

4 相談支援サービス 計画相談支援・地域相談支援

障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援サービスを充実させていきます。

※相談支援サービスの見込量は、各年度における1か月(地域相談支援は1年)あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

利用人数：月間の実利用人数 ※計画相談支援

利用人数：年間の実利用人数 ※地域相談支援

(1) 計画相談支援

サービスの支給決定におけるサービス等利用計画案を作成し、サービス事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数(人/月)	9,545	10,161	10,777

(2) 地域相談支援

住宅の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に関する支援を行います。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
地域移行支援	利用人数(人/年)	52	61	70
地域定着支援	利用人数(人/年)	37	43	49

5 障がい児支援サービス

児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・福祉型障がい児入所支援・医療型障がい児入所支援・障がい児相談支援・医療的ケアを必要とする子どもの支援関係

障がいのある子どもの発達を支援するため、児童福祉法に基づく障がい児支援を充実させていきます。また、児童発達支援センターを地域における中核的支援施設としながら、障害児通所支援事業所や障害児入所施設、行政機関等、さまざまな関係機関連携のもと、障がい種別に関わらず、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な支援の実施を図るとともに、重層的な支援体制づくりを進めていきます。

※障がい児支援サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

利用児童数：月間の実利用人数

利用日数：月間の延べサービス利用日数

(1)児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用児童数(人/月)	4,760	5,090	5,420
利用日数(人日/月)	53,260	56,370	59,480

(2)医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練などの支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用児童数(人/月)	60	60	60
利用日数(人日/月)	390	390	390

(3)放課後等デイサービス

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流促進、その他必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用児童数(人/月)	7,620	8,290	8,960
利用日数(人日/月)	80,750	87,430	94,110

(4)保育所等訪問支援

専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言等、必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用児童数(人/月)	60	60	60
利用日数(人日/月)	170	190	210

(5)居宅訪問型児童発達支援

専門職員が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用児童数(人/月)	4	4	4
利用日数(人日/月)	10	10	10

(6)福祉型障がい児入所支援

施設に入所のうえ、日常生活能力や知識・技能の向上のための訓練などを行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用児童数(人/月)	58	58	58

(7)医療型障がい児入所支援

施設に入所のうえ、日常生活能力や知識・技能の向上のための訓練のほか、治療などを行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用児童数(人/月)	65	65	65

(8)障がい児相談支援

障がい児通所支援の支給決定における障がい児支援利用計画案を作成し、障がい児通所支援事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用児童数(人/月)	2,604	2,798	2,992

(9)医療的ケアを必要とする障がいのある子どもの支援関係(新規)

医療的ケアを必要とする障がいのある子どもを支援する学校や事業所等へのサポート医師による巡回指導等を実施するとともに、医療的ケア児支援者養成研修の充実により、地域におけるサポート体制づくりを推進します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
サポート医師による巡回指導回数	36	36	36
医療的ケア児支援者養成研修受講者数	90	90	90

6 発達障がい者支援

発達障害者支援法に基づき、発達障がいに対する正しい理解の促進、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援の実施に向け、支援体制の充実を図ります。

(1) 発達障がい者支援地域協議会の開催

発達障がい児者やその家族、学識経験者、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者が地域における支援体制整備の充実について協議を行う協議会を開催します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	2	2	2

(2) 発達障害者支援センターによる相談

発達障がいに関する専門的な相談、支援が必要な方に対し、発達障害者支援センターにおいて、発達、就労等に関する相談を実施します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
相談件数	740	740	740

(3) 発達障害者支援センターによる機関支援、研修等

発達障害者支援センターにおいて、福祉、教育、司法等の関係機関に対し、発達障がいに関する専門的な助言などの機関支援を行います。特に、発達障害者地域支援マネジャーは、二次障がいや行動障がいがあるなど、支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整などの機関支援を行います。

また、見た目では分かりづらい発達障がいの特性に関する理解が深まるよう、外部機関や地域住民への研修、普及啓発を実施します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
関係機関への助言件数	1,400	1,400	1,400
外部機関や地域住民への研修、啓発件数	290	290	290

(4) ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施(新規)

保護者が子どもの発達障がいの特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するため、ペアレントプログラム(主に子どもの観察方法を身につける)やペアレントトレーニング(主に子どもへの対応方法を身につける)を実施します。

また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの受講者数	20	20	20

(5)ペアレントメンターの養成(新規)

発達障がい児の子育て経験のある保護者が、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者に対して相談を行うペアレントメンターの養成を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
ペアレントメンターの人数	34	34	34

(6)ピアサポート活動支援の実施(新規)

発達障がいのある方や保護者、家族同士が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援を実施します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
ピアサポート活動支援への参加人数	140	140	140

7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム¹⁰の構築(新規)

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制づくりを推進します。

(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置(新規)

保健、医療(精神科)、福祉、介護、障がいのある方、家族の参加を得て、地域包括ケアシステムを構築するために必要となる協議の場を設けます。札幌市の実情に応じた目標設定や取組、評価を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	2	2	2
目標設定及び評価の実施回数	1	1	1

(2)精神障がいのある方の障がい福祉サービス種別ごとの利用者数(新規)

地域包括ケアシステムを構築するため、精神障がいのある方の障がい福祉サービスの利用状況を把握し、協議の場における検討等に活かしていきます。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
地域移行支援の利用者数(人/年)	43	50	58
地域定着支援の利用者数(人/年)	16	19	22
共同生活援助の利用者数(人/月)	1,350	1,460	1,570
自立生活援助の利用者数(人/月)	12	18	24

10: 精神に障がいのある方が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、教育などの各分野の取組が機能的に提供されるシステムのこと。

8 相談支援体制の充実・強化等(新規)

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施(新規)

障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
実施の有無	あり	あり	あり

(2) 地域の相談支援体制の強化(新規)

地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成のために行う研修や連携強化のための会議等を実施し、地域の相談支援体制の強化を図ります。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	557	557	557
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	16	16	16
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	16	16	16

9 障がい福祉サービス等の質の向上(新規)

障がい福祉サービス等に係る集団指導、障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施等により、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

(1) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の実施(新規)

障がい福祉サービス等に係る市職員向け研修を引き続き実施し、障がい福祉サービス等についての理解をより一層深めていきます。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
延べ受講人数	810	810	810

(2) 指導監査結果の関係市町村との共有(新規)

障がい福祉サービス等事業所に対し指導監査を適正に実施するとともに、指定取消等の行政処分等に至った場合は、監査結果を関係自治体と共有する取組を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
関係自治体との共有回数	80	80	80

(3)障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施(新規)

障がい福祉サービス事業所における人材確保・定着、サービスの質の向上を図るため、事業所管理者向け研修や児童指導員等を対象に初任者研修を実施します。また、障がい福祉サービス事業所等におけるキャリアパス制度の導入支援や専門学校等との連携により、新卒者等に対し障がい福祉の仕事の魅力を発信していきます。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
研修実施回数	26	26	26
キャリアパス訪問相談件数	35	35	35
魅力発信事業説明会開催件数	3	3	3

(4)障がい福祉サービス等に係る集団指導及び**障がい者自立支援審査システムによる審査結果等の共有(新規)**

札幌市が実施する障がい福祉サービス等事業所に対する集団指導において、よくある指摘事項、請求誤りの事案を説明・共有し、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
参加事業所数	1,500	1,550	1,600
実施回数	3	3	3

(5)障がい児地域支援マネジメント事業の実施(新規)

地域に配置された障がい児地域支援マネージャーが、担当地区内の障がい児通所支援事業所を訪問して、療育情報の把握と提供、療育への技術支援や関係機関との支援調整を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
訪問回数	592	638	638

(6)新型コロナウイルス感染症等の対策に係る事業所支援(新規)

感染症流行時にあっても、安定的なサービス提供が図られるよう、必要な情報提供や研修等の実施、迅速な助言・指導に取り組むとともに、入所施設等における集団感染に備え、北海道と連携して、施設間の協力体制を促し、必要な介護の確保を図ります。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
北海道と連携した施設間の協力体制の確保	あり	あり	あり

10 地域生活支援事業等のサービス 地域生活支援事業、地域生活支援促進事業

(1) 地域生活支援事業

■ 概要

地域生活支援事業は、障がいのある方がその持っている能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村などを中心として、地域で生活する障がいのある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

■ 実施主体

地域生活支援事業は、市町村が行う市町村地域生活支援事業と、都道府県が行う都道府県地域生活支援事業に分かれます。

札幌市では市町村地域生活支援事業を実施します。事業によっては、その全部または一部を団体等に委託して実施します。

■ 地域生活支援事業のメニュー

地域生活支援事業では、すべての市町村が実施する「必須事業」と、市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。

札幌市では、これまでの事業実施状況やサービス提供体制を勘案し、以下の事業を展開していきます。

【地域生活支援事業（必須事業）】

- [1] 理解促進研修・啓発事業
- [2] 自発的活動支援事業
- [3] 相談支援事業
- [4] 成年後見制度利用支援事業
- [5] 成年後見制度法人後見支援事業
- [6] 意思疎通支援事業
- [7] 日常生活用具給付事業
- [8] 手話奉仕員養成研修事業
- [9] 移動支援事業
- [10] 地域活動支援センター機能強化事業

- [11] 発達障害者支援センター運営事業
 - [12] 障がい児等療育支援事業
 - [13] 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
 - [14] 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
 - [15] 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業
 - [16] 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業
- ➡「発達障がい者支援地域協議会の開催（63頁）」参照

【地域生活支援事業（任意事業）】

- [17] 福祉ホームの運営
 - [18] 訪問入浴サービス事業
 - [19] 生活支援事業（生活訓練等事業）
 - [20] 日中一時支援事業
 - [21] 児童発達支援センター等の機能強化
- ➡「障がい児地域支援マネジメント事業の実施（70頁）」参照
- [22] レクリエーション活動等支援
 - [23] 点字・声の広報等発行事業
 - [24] 奉仕員養成研修事業
 - [25] 自動車運転免許取得・改造補助事業

(2) 地域生活支援促進事業

■概要

地域生活支援促進事業とは、地域生活支援事業で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施するため、国として促進すべき事業として位置づけられたものです。

■実施主体

地域生活支援促進事業は、市町村が行う市町村地域生活支援促進事業と、都道府県が行う都道府県地域生活支援促進事業に分かれます。

札幌市では市町村地域生活支援促進事業を実施します。事業によっては、その全部または一部を団体等に委託して実施します。

■地域生活支援事業のメニュー

- [26] 障がい者ICTサポート総合推進事業
- [27] 障がい者虐待防止対策支援事業
- [28] 特別促進事業
- [29] 発達障がい者支援体制整備事業
➡「発達障害者支援センターによる機関支援、研修等(64頁)」参照
- [30] 医療的ケア児等総合支援事業
➡「医療的ケアを必要とする障がいのある子どもの支援関係(62頁)」参照
- [31] 発達障がい児者及び家族等支援事業
➡「ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施」「ペアレントメンターの養成」「ピアサポート活動支援の実施」(64～65頁)参照
- [32] 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
➡「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(66頁)」参照

(3) 地域生活支援事業等の種類ごとのサービス見込量

地域生活支援事業（必須事業）：[1] ～ [16]

[1] 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
実施の有無	あり	あり	あり

[2] 自発的活動支援事業

障がいのある方やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に対して、必要な支援を行います。

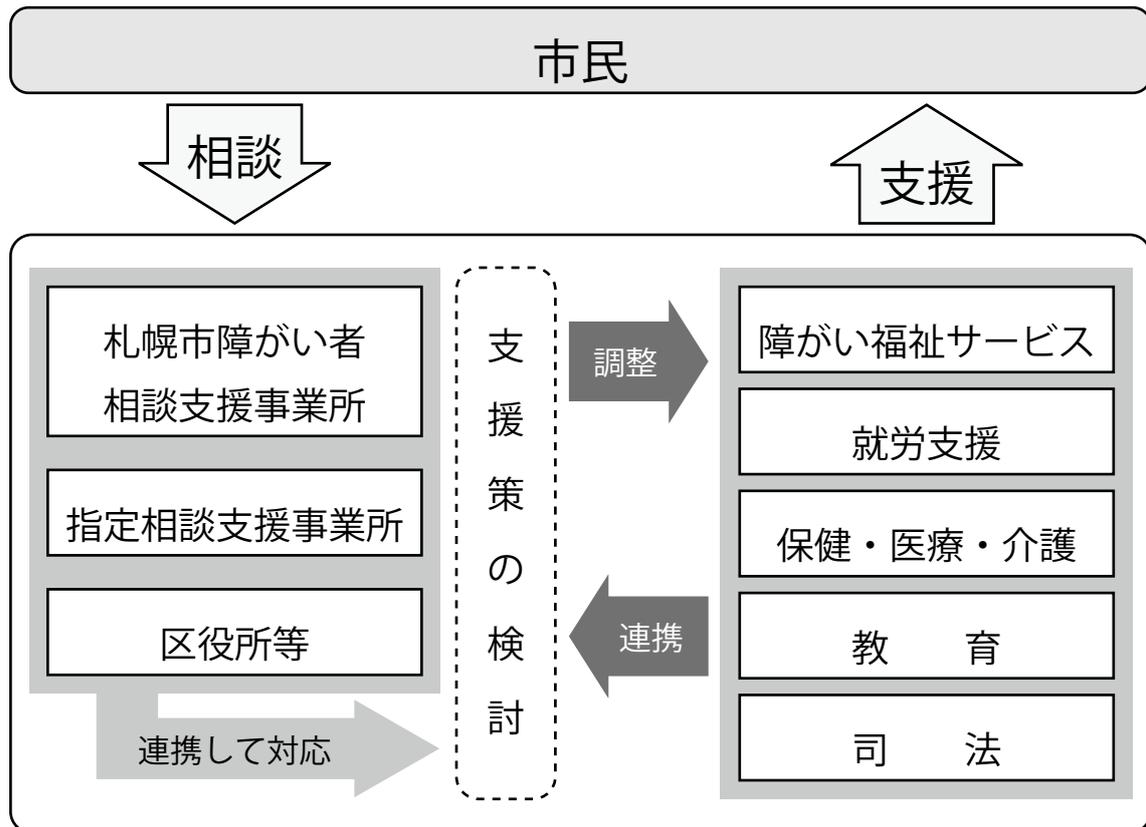
単位	2021年度	2022年度	2023年度
実施の有無	あり	あり	あり

【3】 相談支援事業

障がいのある方が地域で自立した日常生活や社会生活を送るために、本人・家族・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
障がい者相談支援事業	箇所数	20	20	20
基幹相談支援センター	設置の有無	あり	あり	あり
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の有無	あり	あり	あり
住宅入居等支援事業	実施の有無	あり	あり	あり

【相談と支援のイメージ】



〔4〕 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められ、本人や親族等による申立てが期待できない知的障がいのある方、精神障がいのある方について、親族等に代わって市長が家庭裁判所への申立てを行います。

市長申立て事案において、資産・収入等の要件を満たした方に対し、その申立て費用及び成年後見人等に対する報酬の助成を実施します。

また、経済的な理由により成年後見制度が利用できないことがないように、本人、親族申立て事案においても、市長申立て事案と同様に助成を実施します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
市長申立て実利用人数	16	16	16
本人・親族申立ての報酬助成件数	38	44	50

〔5〕 成年後見制度法人後見支援事業

身寄りのない方が判断能力を欠く状態になり、市長が法定後見の申立てを実施したケースのうち、十分な資産がないなど一部のケースについて、法人として成年後見人を受任し、本人に代わって法律行為を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
実施の有無	あり	あり	あり

【6】意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方などに、手話通訳や要約筆記を行う人を派遣し、意思疎通を支援します。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
手話通訳者派遣事業	利用人数	607	607	607
要約筆記者派遣事業	利用人数	54	54	54
手話通訳者設置事業	通訳者数(専従+登録者)	68	68	68

【7】日常生活用具給付事業

障がいのある方に、自立生活支援用具などの給付を行います。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
介護・訓練支援用具	年間の 総給付 件数	220	244	270
自立生活支援用具		642	648	654
在宅療養等支援用具		422	424	426
情報・意思疎通支援用具		867	1,149	1,524
排泄管理支援用具		37,883	38,596	39,322
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		63	60	57

【8】手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方などの意思疎通支援に必要な手話奉仕員を養成します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
修了者数	265	269	272

[9] 移動支援事業

屋外での移動に著しい困難がある方に、外出のための支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数	3,250	3,250	3,270
延べ利用時間数	405,550	422,930	439,200

[10] 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対する運営費補助を行い、障がいのある方の地域生活の支援を促進します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
箇所数	48	47	46
利用人数	556	544	532

[11] 発達障がい者支援センター運営事業

発達障害者支援センターを拠点として、自閉症など発達障がいのある方や家族に対する支援を総合的に行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
箇所数	1	1	1
利用人数	840	840	840

[12] 障がい児等療育支援事業

障がいのある方やその家族の地域生活を支えるため、専門の職員が、保育所等への療育指導や療育支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
サービス提供事業所数	5	5	5

[13] 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成します。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
手話通訳者養成研修事業	修了者数 (登録者数)	13(5)	13(5)	13(5)
要約筆記者養成研修事業		7(6)	7(6)	7(6)
盲ろう者向け通訳・介助 員養成研修事業		6(4)	6(0)	6(4)
失語症者向け意思疎通 支援者養成研修事業		10(5)	10(5)	10(5)

[14] 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣します。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
盲ろう者向け通訳・介助 員派遣事業	利用人数	1,009	1,049	1,091
失語症者向け意思疎通 支援者派遣事業		—	170	255

[15] 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

①地域生活支援広域調整等事業

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するために、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
協議会の開催回数	2	2	2

②地域移行・地域生活支援事業

精神障がいのある方の視点を重視した支援を充実させる観点や、入院中の精神障がいのある方の退院に向けた意欲を喚起する観点から、ピアサポートを活用します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
ピアサポート従事者数	4	4	4

③災害時心のケア体制整備事業(新規)

災害時などの緊急時においても、専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、専門的なケアを必要とする方のための日常的な相談体制の強化を図ります。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
専門相談員の配置の有無	あり	あり	あり

地域生活支援事業（任意事業）：[17] ～ [25]

【17】福祉ホームの運営

現に住居を求めている障がいのある方に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用いただくとともに、日常生活に必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
定員	37	37	37

【18】訪問入浴サービス事業

入浴業者を自宅に派遣して入浴サービスを提供し、身体に障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数	169	169	169
延べ利用人数	11,154	11,154	11,154

【19】生活支援事業（生活訓練等事業）

障がいのある方などに対して日常生活上必要な訓練などを行います。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
中途失明者社会適応訓練事業	延べ	735	735	735
聴覚障がい者社会生活教室開催事業	利用人数	634	634	634

[20] 日中一時支援事業

障がいのある方などの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るために、障がいのある方などを一時的に預かり介護します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数	810	809	808
延べ利用人数	28,385	28,013	27,645
箇所数	62	62	62

[22] レクリエーション活動等支援

札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある方などが社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	1	1	1

[23] 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある方のために、点訳、音訳、その他の分かりやすい方法により、広報さっぽろの情報等、障がいのある方が地域生活を送るうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
点字さっぽろ・声のさっぽろ発行	利用者数	654	654	654
点字即時ネットワーク事業	延べ利用人数	5,280	5,280	5,280

[24] 奉仕員養成研修事業

視覚に障がいのある方などの意思疎通支援に必要な点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成します。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
点訳奉仕員養成事業	修了見込み者数	0	0	20
朗読奉仕員養成事業	修了見込み者数	20	0	20

[25] 自動車運転免許取得・改造補助事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
運転訓練	利用人数	18	18	18
改造補助	利用人数	44	44	44

地域生活支援促進事業：[26] ～ [28]

[26] 障がい者ICTサポート総合推進事業

障がいのある方の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「札幌市障がい者ICTサポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進することを目的に、ICTに関する利用相談や情報提供、パソコン講習、パソコンボランティアの養成及び派遣を行います。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
実施の有無	あり	あり	あり

[27] 障がい者虐待防止対策支援事業

障害者虐待防止法に基づき障がい者虐待相談窓口を設置するとともに、夜間・休日対応のための緊急窓口にて24時間365日の通報受付を行います。また、セミナーなどの開催や啓発リーフレット配布等、虐待防止に関する普及・啓発により未然防止や早期発見に努めるとともに、関係機関などとの情報共有や連携強化を図ることで、迅速かつ適切な支援を可能とする体制の整備を進めます。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
虐待防止の相談窓口の設置箇所数	31	31	31

[28] 特別促進事業

①施設入浴サービス事業

施設の入浴設備を利用して入浴の機会を提供し、身体に障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数	8	8	8
延べ利用人数	418	418	418

②重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業

寝たきりの重度の身体障がいをお持ちの方が自宅で使用している寝具などの洗濯乾燥を行うことで、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数	24	24	24
延べ利用人数	36	36	36

③身体障がい者あんしんコール事業

ボタンを押すだけで受信センターにつながる通報機器を自宅に設置し、健康などの相談に24時間対応するほか、受信センターから定期的な連絡(月1回程度)を行うことで安否を確認します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
利用人数	56	56	56

11 その他の社会参加に係る支援

すべての人の社会参加において就労は重要な要素のひとつであり、障がいのある方にとってもそれは同じであることから、障がいのある方の雇用促進や職場定着に向けた支援が必要です。

また、障がいのある方の地域における社会参加を促進するためには、多様なニーズを踏まえた支援が必要です。障がいのある方が、文化芸術を鑑賞する機会または創造や発表などの多様な活動に参加する機会を創出したり、視覚などに障がいのある方の読書環境の整備・充実を図ります。

■障がい者就業・生活相談支援事業

障がいのある方の雇用の促進と就労の安定を図るため、就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して「ジョブサポーター」や支援員による雇用促進・職場定着支援を図ります。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
相談件数	29,500	29,500	29,500
就職に結びついた人数	140	140	140

■創造の機会の拡大

各種教養・文化活動を札幌市身体障害者福祉センターにおいて実施するとともに、新たに障がいのある方のための参加型の音楽ワークショップを実施します。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
教養講習会	延べ参加人数	3,408	3,408	3,408
障がい者向け文化芸術体験事業	参加人数	—	15	15

■作品等の発表の機会の確保

障がい者週間記念事業の一環として実施する楽芸会(障がい者の文化芸術の発表会)などの開催を通じて、作品等の発表・鑑賞の機会を提供します。

単位	2021年度	2022年度	2023年度
実施回数	5	5	5

■視覚等に障がいのある方の読書環境の整備

視覚等に障がいのある方に情報提供を行うインターネットを利用した図書館(サピエ)の活用など、読書環境の整備を図ります。

	単位	2021年度	2022年度	2023年度
視覚障害者情報総合ネットワーク(サピエ)	登録人数	304	313	322
電子図書館	貸出冊数	52,000	52,000	52,000

12 サービス見込量等確保のための主な方策

障がい福祉サービス等については、国の基本指針などの内容も踏まえたうえで、以下の視点に立って、必要なサービス等を提供できるようサービス基盤を整備するとともに、質の向上に努めます。

- ◆障がい種別にかかわらず、障がい特性に応じた質の高いサービスを提供するため、事業所の人材確保や定着等の支援により、引き続きサービス基盤の整備に努めます。
- ◆それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援を提供するため、先駆的な取組の調査・研究をし、事業者への周知・働きかけを行います。
- ◆円滑なサービス提供を確保するため、事業者への必要な情報提供や事業者間の連携の強化を図ります。
- ◆サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。
- ◆地域での居住の場となるグループホーム(共同生活援助)について、事業者と協働し、設置を推進します。
- ◆地域での自立した生活を支えるため、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業など、地域生活支援事業の多彩なメニューを引き続き実施します。



第5章 計画の推進体制

1 PDCAサイクルについて

PDCAサイクルとは、業務の改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」の順に実施していくものです。

本計画についても、このPDCAサイクルにより、評価・見直しを行います。

2 PDCAサイクルの実施

(1)計画(Plan)

国の計画や基本指針等に基づき、障がいのある方や、関係者、市民のご意見をお聴きしながら、本計画を策定します。

(2)実行(Do)

作成した計画を、障がいのある方も含め、広く市民に周知するとともに、関係部局とも連携しながら、目標などの達成に向けて施策を推進します。

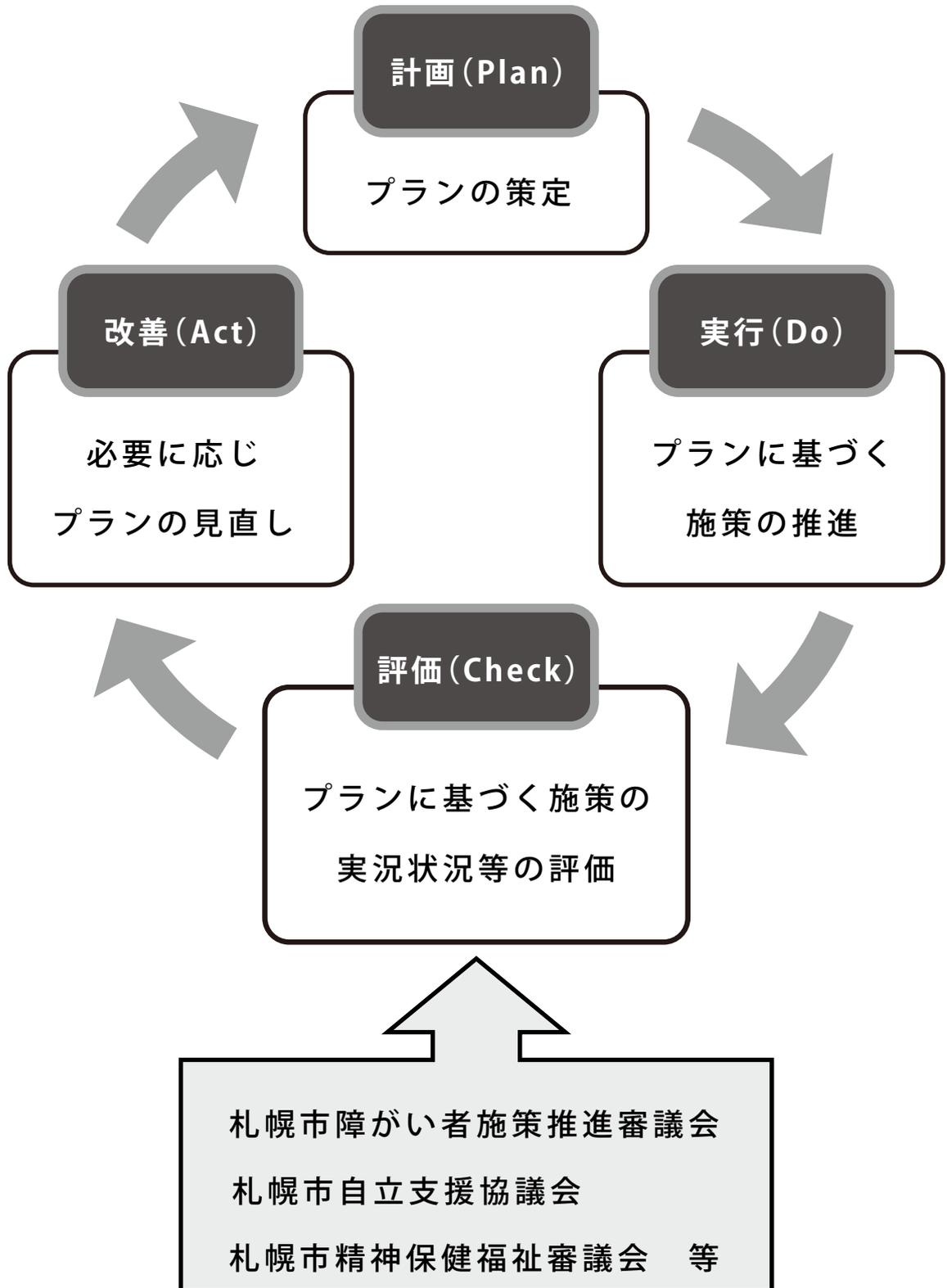
(3)評価(Check)

本計画に基づき施策の実績や達成状況等について、札幌市障がい者施策推進審議会、札幌市自立支援協議会、札幌市精神保健福祉審議会等の関係機関に報告し、中間評価を行います。

(4)改善(Act)

中間評価の結果などを受け、関係機関の意見なども踏まえながら、必要に応じ、施策の見直しや新規施策の追加など、計画の見直しを行います。

【図5】 PDCAサイクルのイメージ





第6章 資料編

1 検討体制

市役所内部での検討のほか、障がい当事者や家族の方、障がい者団体の方、有識者等で構成する札幌市障がい者施策推進審議会「計画検討部会」を設置し、さまざまな意見を伺ってきました。

また、札幌市自立支援協議会等の附属機関からも意見を伺ってきました。

2 令和元年度札幌市障がい児者実態等調査

計画の策定や障がい福祉施策の検討のための基礎資料とすることを目的に、障がい児・者の生活や活動状況、障がい福祉サービス等の利用状況等について、アンケート調査及びヒアリング調査等を実施しました。

調査の結果については、別途、報告書としてまとめました。

実施期間：2019年(令和元年) 10月21日から11月11日まで

※一部調査は12月31日まで

3 市民意見募集

本計画の策定にあたり、計画概要について、広く市民を対象に意見募集を実施しました。

2名の方と1団体から、22件のご意見をいただきました。

実施期間：2020年(令和2年) 7月3日から7月26日まで

【参考1】 会議等における検討の経過

2019年	9月	●札幌市障がい者施策推進審議会 実態調査実施概要などについて審議
	11月	●札幌市自立支援協議会 実態調査実施概要などについて報告 ●札幌市精神保健福祉審議会 実態調査実施概要などについて報告
2020年	3月	●札幌市障がい者施策推進審議会 改定方針、スケジュール、計画検討部会設置等について審議
	5月	●札幌市障がい者施策推進審議会 改定方針の変更について審議
	6月	●札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会(第1回) 会長・副部会長選出、会議の公開非公開について審議 障がい児者実態等調査結果、国の基本指針の見直し、 障がい者手帳所持者数等の状況などについて報告
	7月	●市民意見募集 ●札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会(第2回) 成果目標(案)について審議 市民意見募集、第1回計画検討部会について報告
	9月	●札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会(第3回) サービス見込量(案)、計画素案について審議 市民意見募集結果、第2回計画検討部会について報告
	10月	●札幌市精神保健福祉審議会 計画素案について報告 ●札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会(第4回) 計画素案について審議 第3回計画検討部会について報告

10月	●札幌市障がい者施策推進審議会 計画素案について審議 ●保健福祉施策総合推進本部障がい者保健福祉部会【庁内会議】 計画素案について検討
11月	●保健福祉施策総合推進本部・企画調整会議【庁内会議】 計画素案について検討
12月	●札幌市自立支援協議会 計画素案について報告 ●パブリックコメント
2021年 3月	●計画公表

【参考2】 札幌市障がい者施策推進審議会 委員名簿

氏名	所属団体等
旦尾 真澄	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部 幹事
浅香 博文	公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会 会長
安達 亮介	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 事務局副局長
石山 貴博	札幌市精神障害者回復者クラブ連合会 副会長
市川 淳二	北海道立心身障害者総合相談所 所長
加藤 法子	社会福祉法人楡の会 総合施設長
小木 基	札幌公共職業安定所 統括職業指導官
小山 学	市立札幌豊明高等支援学校 校長
近藤 久江	公益社団法人札幌市視覚障害者福祉協会 会長
菅原 悦子	特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会 会長
高柳 司	札幌市民生児童委員協議会 理事
長江 睦子	一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会 会長
花田 裕芳	一般社団法人札幌市中途失聴・難聴者協会 会長
増田 靖子	一般財団法人北海道難病連 代表理事
森本 千尋	社会福祉法人朔風 常務理事
安井 友康	国立大学法人北海道教育大学札幌校 特別支援教育専攻(障害福祉研究室) 教授
柳川 久美子	一般社団法人北海道中小企業家同友会札幌支部インクルーシブ委員会副委員長
山内 まゆみ	社会福祉法人札幌肢体不自由福祉会 理事長

(敬称略・五十音順)

【参考3】 札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会 委員名簿

氏名	所属団体等
浅香 博文	公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会 会長
荒川 倫代	相談支援事業所ノック 所長
石山 貴博	札幌市精神障害者回復者クラブ連合会 副会長
北川 聡子	社会福祉法人麦の子会 総合施設長
菅原 悦子	特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会 会長
重泉 敏聖	就業・生活応援プラザとねっと センター長
永井 順子	北星学園大学社会福祉学部 教授
長江 睦子	一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会 会長
長田 じゅん子	特定非営利活動法人北海道学習障害児・者親の会クローバー 事務局長
原田 千代子	札幌みんなの会 事務局長
増田 靖子	一般財団法人北海道難病連 代表理事

4 パブリックコメントで寄せられた意見

計画案について、2020年12月21日から2021年1月25日までの間、パブリックコメントを実施し、市民のみなさまからたくさんのご意見をいただきました。

(1)意見提出者・件数

17人(団体を含む)、60件

(2)意見の内訳

分 類	件数
第1章 計画の策定にあたって	8件
第2章 計画策定の背景	9件
第3章 計画の体系	16件
成果目標① 入所施設の入所者の地域生活への移行	(4件)
成果目標② 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	(2件)
成果目標③ 福祉施設から一般就労への移行	(1件)
成果目標④ 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援	(1件)
成果目標⑤ 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の推進	(3件)
成果目標⑥ 障がいのある方に対する理解促進	(5件)
第4章 障がい福祉サービス等の種類ごとのサービス量見込み	12件
第5章 計画の推進体制	1件
計画全体に関する意見	2件
その他の意見	7件
意見として扱わない意見(本計画の趣旨に関係のない意見等)	5件
合 計	60件

(3)寄せられた主な意見の概要と市の考え方

■第1章：計画の策定にあたって

【意見】 施策分野4 雇用・就労の促進、基本方針・基本施策に、重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金及び重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金の活用を促すというのを
入れてはどうか。

【考え方】 今回は障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)の策定であることから、いただいたご意見については、次期障がい者プランの策定(2024年3月予定)に向けて、参考とさせていただきます。

■第2章：計画策定の背景

【意見】 障害者差別解消法及び札幌市において策定した各種条例や取組について「知らない」とする割合が高いので、もっと市民に届くような努力が必要だと思えます。

また、札幌市の広報誌等に掲載するなど、市民が目に触れる機会を増やし理解促進につながるような取組を行うような計画を立ててほしいです。

【考え方】 いただいたご意見を参考としながら、出前講座の実施やパンフレットの配布、ポスター掲示等、現行の取組のほか、さまざまな機会を捉えて、障害者差別解消法やその趣旨、各種条例等の周知に努めてまいります。

■第3章：計画の体系

【意見】 ヘルプマークをもっと広めたい。

【考え方】 引き続き、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布等を通じた一層の周知に取り組んでまいります。

■第4章：障がい福祉サービス等の種類ごとのサービス量見込み

【意見】 生活支援事業(生活訓練等事業)に、長期間施設入所していた身体障がいのある方が施設を出て地域で生活を送る方も対象に加えてほしいです。

【考え方】 施設入所していた身体に障がいのある方が地域で生活を送るにあたっては、地域移行支援、自立訓練(生活訓練)、自立生活援助等のサービスを利用することができます。これらによって、地域生活に向けた体験利用や地域生活移行後の相談をはじめとした支援を行っているところです。

■計画全体に関する意見

新しい取組に期待しています。サービス利用者が増える一方で、支援従事者の人材確保が難しくなっているのにはいろいろな理由があると思われます。待遇を見直し支援の担い手が増えることを願っています。

5 計画案からの修正点

パブリックコメントによる意見を踏まえ、計画案から修正を行いました。

■修正点1

該当箇所	43ページ 第3章—成果目標④ 121ページ 第6章—用語集
修正前	NICU(新生児集中治療室)などに長期入院したあと、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な子どものこと。
修正後	NICU(新生児集中治療室)などに長期入院したあと、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な子どものこと。 <u>なお、障がい児施策の対象とならないが医療的ケアを必要とする子どもなどを広く含む。</u>

■修正点2

該当箇所	86ページ 第4章—その他の社会参加に係る支援
修正前	障がいのある方の社会参加において就労は重要な要素のひとつであり、障がいのある方の雇用促進や職場定着に向けた支援が必要です。
修正後	<u>すべての人の</u> 社会参加において就労は重要な要素のひとつであり、 <u>障がいのある方にとってもそれは同じであることから、障がいのある方の</u> 雇用促進や職場定着に向けた支援が必要です。

6 障がい児・者数

(1) 身体障がい、知的障がい、精神障がい

(単位：人／%)

	人口	身体障がい		知的障がい		精神障がい	
		手帳 所持者数	対 人口比	手帳 所持者数	対 人口比	手帳 所持者数	対 人口比
中央	238,443	8,920	3.7	1,552	0.7	3,545	1.5
北	285,455	12,281	4.3	2,827	1.0	4,075	1.4
東	262,020	11,728	4.5	3,095	1.2	4,094	1.6
白石	213,545	9,299	4.4	2,372	1.1	3,799	1.8
厚別	127,058	5,786	4.6	1,315	1.0	1,875	1.5
豊平	223,791	8,776	3.9	1,995	0.9	3,337	1.5
清田	113,093	4,557	4.0	1,041	0.9	1,177	1.0
南	136,090	6,842	5.0	1,473	1.1	2,050	1.5
西	217,140	9,164	4.2	2,233	1.0	3,178	1.5
手稲	141,773	6,427	4.5	1,513	1.1	1,765	1.2
総数	1,958,408	83,780	4.3	19,416	1.0	28,895	1.5

※人口：2020年4月1日現在

※手帳所持者数：2019年度末現在

(2)身体障害者手帳所持者数(障がい等級別)

(単位：人／%)

	2017年		2018年		2019年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1級	29,523	35.3	29,541	35.4	29,733	35.5
2級	13,205	15.8	13,150	15.7	13,067	15.6
3級	12,120	14.5	12,262	14.7	12,352	14.7
4級	20,095	24.0	19,858	23.8	19,861	23.7
5級	4,800	5.7	4,827	5.8	4,850	5.8
6級	3,842	4.7	3,896	4.6	3,917	4.7
合計	83,585	100.0	83,534	100.0	83,780	100.0

※各年度末現在

(3) 身体障害者手帳所持者数(障がい状況別)

(単位：人)

	2017年	2018年	2019年
	人数	人数	人数
視覚障がい	4,394	4,402	4,439
聴覚・平衡機能障がい	5,263	5,269	5,296
聴覚	5,194	5,204	5,234
平衡機能	69	65	62
音声・言語・そしゃく機能障がい	832	860	863
肢体不自由	47,494	46,710	46,093
上肢	15,471	15,341	15,210
下肢	26,740	26,277	25,895
体幹	4,949	4,761	4,666
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能	334	331	322
上肢機能	189	186	182
下肢機能	145	145	140
内部機能障がい	25,602	26,293	27,089
心臓機能	14,612	15,027	15,501
じん臓機能	5,998	6,212	6,435
呼吸器機能	1,271	1,233	1,177
ぼうこう・直腸機能	3,161	3,266	3,350
小腸機能	141	141	136
免疫機能	226	262	320
肝臓機能	157	172	170
合計	83,585	83,534	83,780

※各年度末現在

(4)療育手帳所持者数

(単位：人／%)

	2017年		2018年		2019年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
A(重度)	5,870	32.5	5,974	31.9	6,083	31.3
B(中度)	3,943	21.9	4,032	21.5	4,108	21.2
B一(軽度)	8,228	45.6	8,716	46.6	9,225	47.5
合計	18,041	100.0	18,722	100.0	19,416	100.0

※各年度末現在

(5)精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人／%)

	2017年		2018年		2019年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1級	1,362	5.2	1,397	5.2	1,460	5.1
2級	13,500	51.9	13,981	51.1	14,484	50.1
3級	11,164	42.9	11,960	43.7	12,951	44.8
合計	26,026	100.0	27,338	100.0	28,895	100.0

※各年度末現在

7 事業所数(指定障がい福祉サービス事業所等)

(1) 訪問系サービス

	2018年	2019年	2020年
居宅介護	541	524	525
重度訪問介護	533	507	504
重度障害者等包括支援	2	1	1
行動援護	120	118	118
同行援護	264	246	225
(参考)移動支援	454	438	417

※各年4月1日現在

(2) 日中活動系サービス

		2018年	2019年	2020年
療養介護	事業所数	2	2	2
	定員	344	344	344
生活介護	事業所数	135	147	166
	定員	3,940	4,128	4,419
自立訓練(機能訓練)	事業所数	0	2	9
	定員	0	34	180
自立訓練(生活訓練)	事業所数	27	28	35
	定員	296	336	448
宿泊型自立訓練	事業所数	6	7	7
	定員	94	111	109
就労移行支援	事業所数	82	83	78
	定員	968	1,007	1,016

		2018年	2019年	2020年
就労継続支援(A型)	事業所数	119	117	113
	定員	2,196	2,131	2,122
就労継続支援(B型)	事業所数	327	353	389
	定員	6,357	6,924	7,606
就労定着支援	事業所数	9	34	40
短期入所	事業所数	83	91	104
	定員	307	321	333
(参考)日中一時支援	事業所数	61	63	60
	定員	578	570	578
(参考)地域活動支援センター	事業所数	46	47	42
	定員	759	718	669

※各年4月1日現在

(3)居住系サービス

		2018年	2019年	2020年
自立生活援助	事業所数	—	2	2
共同生活援助	事業所数	179	207	241
	定員	3,165	3,565	4,019
施設入所支援	事業所数	30	30	30
	定員	1,431	1,431	1,431

※各年4月1日現在

(4)相談系サービス

		2018年	2019年	2020年
計画相談支援	事業所数	112	126	136
地域移行支援	事業所数	67	76	80
地域定着支援	事業所数	67	76	80
障害児相談支援事業	事業所数	82	92	102

※各年4月1日現在

(5)障害児通所支援サービス

		2018年	2019年	2020年
児童発達支援	事業所数	346	380	431
	定員	3,832	4,423	4,771
福祉型 児童発達支援センター	事業所数	7	7	7
	定員	233	229	225
医療型 児童発達支援センター	事業所数	3	3	3
	定員	100	100	100
放課後等デイサービス	事業所数	408	444	509
	定員	4,494	4,914	5,582
保育所等訪問支援	事業所数	3	5	5
居宅訪問型児童発達支援	事業所数	28	32	34

※各年4月1日現在

8 障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)の成果目標の進捗状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行者数

2020年度末の目標	2017年4月から2019年3月末までの実績(累計) / 進捗率
125人	27人 / 21.6%

※北海道調べ

(2) 施設入所者数の減少

2020年度末の目標	2017年4月から2020年3月末までの実績(累計) / 進捗率
83人	85人 / 102.4%

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置

2020年度末までの目標	2021年3月31日時点の実績 / 進捗率
協議の場の設置	2020年度に設置 / 100%

(4) 地域生活支援拠点等の整備

2020年度末までの目標	2021年3月31日時点の実績 / 進捗率
整備	2020年度に整備 / 100%

(5) 福祉施設から一般就労への移行者数

2020年度末までの目標	2020年3月31日時点の実績 / 進捗率
666人	621人 / 93.2%

※北海道調べ

(6) 就労移行支援事業の利用者数

2020年度末までの目標	2020年3月31日時点の実績／進捗率
846人	797人 / 94.2%

(7) 就労移行支援事業所の就労移行率

2020年度末の目標	2019年3月31日時点の実績／進捗率
5割以上	51.4% (約5割) / 102.8%

(8) 就労定着支援事業による職場定着率

2020年度末までの目標	2020年3月31日時点の実績／進捗率
8割以上	84.6% (約8割) / 105.8%

(9) 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもを支援するための関係機関の協議の場の設置

2018年度末までの目標	2019年3月31日時点の実績／進捗率
設置	2018年度に設置 / 100%

(10) 障がいのある方に対する理解促進

	2020年度末の目標	2020年3月31日時点の実績
障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある人の割合	60%	48.4%
障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合	60%	35.4%

福祉施設の入所者の地域生活への移行	
1 施設入所者の地域生活移行者数	
国の基本指針	札幌市の成果目標
2020年3月31日の時点で福祉施設に入所している障がいのある方のうち、2024年3月31日までに 6%以上 が地域での生活に移ることを基本とする。	2020年3月31日の施設入所者2,009人のうち、2023年度末において 60人(約3%)以上 の方が地域生活に移行することを目指します。
2 施設入所者数の削減	
国の基本指針	札幌市の成果目標
2020年3月31日の時点で、福祉施設に入所している障がいのある方のうち、2024年3月31日までに 1.6%以上 削減することを基本とする。	2020年3月31日の時点で、福祉施設に入所している障がいのある方のうち、2024年3月31日までに 110人(約5.5%)以上 減少することを目指します。
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
国の基本指針	札幌市の成果目標
2023年度までの間、各市町村または各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。	2023年度末までの間、1か所以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを目指します。

福祉施設から一般就労への移行等

1 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

国の基本指針	札幌市の成果目標
2023年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を2019年度の移行実績の1.27倍以上とする。就労移行支援事業は2019年度の移行実績の1.30倍以上、就労継続支援A型は概ね1.26倍以上、就労継続支援B型は概ね1.23倍以上とする。	2023年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を2019年度の移行実績の1.11倍(680人)以上とすることを目指します。また、就労移行支援事業は1.01倍(430人)以上、就労継続支援A型は1.15倍(100人)以上、就労継続支援B型は1.36倍(150人)以上とすることを目指します。

2 就労定着支援事業に関する目標について

国の基本指針	札幌市の成果目標
2023年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する方のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。	2023年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する方のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。	達成済みであるため、成果目標は設定しません。 (2020年4月時点で、就労定着率が8割以上の事業所が全体の87%)

障害児支援の提供体制の整備等	
1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	
国の基本指針	札幌市の成果目標
2023年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	達成済みであるため、成果目標は設定しません。 (2020年4月時点で、児童発達支援センターは市内9か所)
2023年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	達成済みであるため、成果目標は設定しません。 (2020年4月時点で、保育所等訪問支援事業所数は市内34事業所)
2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	
国の基本指針	札幌市の成果目標
2023年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。	達成済みであるため、成果目標は設定しません。 (2020年4月時点で、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所は市内15か所(うち、児童発達支援単独3か所、放課後等デイサービス単独4か所、児童発達支援と放課後等デイサービスとの多機能型が8か所))

3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び コーディネーターの配置	
国の基本指針	札幌市の成果目標
2023年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児支援コーディネーターの配置を基本とする。	2023年度末までに、医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等に関するコーディネート機能の構築を目指します。 (協議の場として札幌市医療的ケア児支援検討会を2018年3月に設置済み。)
相談支援体制の充実・強化等	
国の基本指針	札幌市の成果目標
2023年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。	達成済みであるため、成果目標は設定しません。 (総合的・専門的相談支援の実施、相談支援事業者に対する訪問等による指導助言の実施、相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施、相談支援機関との連携強化の取組の実施を行っている。)
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
国の基本指針	札幌市の成果目標
2023年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	2023年度末までに、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制を確保していくとともに、事業所支援の取組を推進します。

10 障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)のサービス見込量の進捗状況

(1) 訪問系サービス

	単位	2018年	2019年
居宅介護	利用人数	4,028	4,118
	時間 / 月	79,824	80,339
重度訪問介護	利用人数	407	412
	時間 / 月	106,247	108,987
行動援護	利用人数	740	738
	時間 / 月	12,884	12,092
同行援護	利用人数	469	472
	時間 / 月	9,837	9,573
重度障害者等包括支援	利用人数	0	0
	時間 / 月	0	0

(2)日中活動系サービス

	単位	2018年	2019年
生活介護	利用人数	4,908	4,994
	人日 / 月	96,954	95,698
自立訓練 (機能訓練)	利用人数	12	17
	人日 / 月	159	236
自立訓練 (生活訓練)	利用人数	226	236
	人日 / 月	3,303	2,941
宿泊型自立訓練	利用人数	57	51
	人日 / 月	1,606	1,446
就労移行支援	利用人数	828	797
	人日 / 月	14,544	12,938
就労継続支援 A 型	利用人数	1,928	2,027
	人日 / 月	38,574	38,948
就労継続支援 B 型	利用人数	6,617	7,224
	人日 / 月	111,978	117,359
就労定着支援	利用人数	175	248
療養介護	利用人数	304	306
短期入所 (福祉型)	利用人数	912	975
	人日 / 月	7,015	7,009
短期入所 (医療型)	利用人数	136	188
	人日 / 月	965	767

(3) 居住系サービス

	単位	2018年	2019年
自立生活援助	利用人数	3	10
共同生活援助	利用人数	3,172	3,395
	定員数	3,565	4,019
施設入所支援	利用人数	2,005	2,009

(4) 相談支援サービス

	単位	2018年	2019年
計画相談支援	利用人数	8,201	8,313
地域移行支援	延べ利用人数	19	34
地域定着支援	延べ利用人数	24	25

(5)障がい児支援サービス

	単位	2018年	2019年
児童発達支援	利用人数	3,863	4,101
	人日 / 月	45,852	47,039
医療型児童発達支援	利用人数	55	51
	人日 / 月	356	265
放課後等デイサービス	利用人数	5,621	6,281
	人日 / 月	64,414	67,385
保育所等訪問支援	利用人数	67	57
	人日 / 月	125	126
居宅訪問型児童発達支援	利用人数	4	3
	人日 / 月	10	6
福祉型障がい児入所支援	延べ利用人数	702	687
医療型障がい児入所支援	延べ利用人数	718	699
障がい児相談支援	利用人数	2,086	2,216

(6)発達障がい者支援

	単位	2018年	2019年
発達障害者支援センターによる相談	相談件数	1,173	1,079
発達障害者支援センターによる 機関支援、研修等	関係機関への 助言件数	1,382	1,771
	外部機関や 地域住民への 研修、 啓発件数	298	256

(7)地域生活支援事業(必須事業)

	単位	2018年	2019年
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	あり	あり
自発的活動支援事業	実施の有無	あり	あり
相談支援事業			
障がい者相談支援事業	箇所数	20	20
基幹相談支援センター	設置の有無	あり	あり
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	あり	あり
住宅入居等支援事業	実施の有無	あり	あり
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	16	16
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	あり	あり
意思疎通支援事業			
手話通訳者派遣事業	利用人数	593	581
要約筆記者派遣事業	利用人数	56	51
手話通訳者設置事業	通訳者数	67	64
日常生活用具給付等事業			
介護・訓練支援用具	給付件数	130	180
自立生活支援用具	給付件数	558	630
在宅療養等支援用具	給付件数	460	418
情報・意思疎通支援用具	給付件数	320	493
排泄管理支援用具	給付件数	36,004	36,496
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	68	69
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	243	261
移動支援事業	利用人数	3,260	3,204
	延べ利用時間数	357,633	377,676

	単位	2018年	2019年
地域活動支援センター機能強化事業	箇所数	50	50
	利用人数	524	515
発達障害者支援センター運営事業	箇所数	1	1
	利用人数	1,016	959
障がい児等療育支援事業	箇所数	5	5
手話通訳者・要約筆記者の養成研修事業			
手話通訳者養成研修事業	修了者数	15	13
要約筆記者養成研修事業	修了者数	36	7
盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	修了者数	0	6
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用人数	816	970
精神障害者地域生活支援広域調整等事業			
地域移行・地域生活支援事業	ピアサポート 従事者数	4	3
発達障害者支援地域協議会による 体制整備事業	協議会 の開催数	8	7

(8) 地域生活支援事業(任意事業)

	単位	2018年	2019年
福祉ホームの運営	定員数	37	37
訪問入浴サービス	利用人数	145	147
	延べ利用人数	7,737	9,704
生活訓練等			
中途失明者社会適応訓練事業	延べ利用人数	704	691
聴覚障害者社会生活教室開催事業	延べ利用人数	741	547
日中一時支援	利用人数	873	833
	延べ利用人数	32,180	29,064
	箇所数	61	63
点字・声の広報等発行			
点字さっぽろ・声のさっぽろ発行	利用人数	663	637
点字即時ネットワーク事業	延べ利用人数	5,280	5,280
奉仕員養成研修			
点訳奉仕員養成事業	修了者数	17	0
朗読奉仕員養成事業	修了者数	0	17
自動車運転訓練費・改造補助事業			
運転訓練	利用人数	21	17
改造補助	利用人数	45	41
障がい者あんしん相談運営事業	箇所数	1	1
障がい者ITサポートセンター運営事業	実施の有無	あり	あり

11 用語集

ページ	言葉	意味
1	障がい福祉サービス	<p>障害者総合支援法に基づいて障がいのある方や難病患者を対象に行われる支援の総称のこと。</p> <p>支援の種類は日常生活の介護支援を行う「介護給付」と、自立支援や就労を目指す方を支援する「訓練等給付」の2つに大きく分けられます。支援の種類や内容の詳細については、50～58ページを参照。</p>
2	障がい者計画	<p>障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」。</p> <p>札幌市の障がい福祉に関する基本的な施策を定めている。</p>
4	札幌市保健福祉施策総合推進本部	<p>札幌市における保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進するために、札幌市内部に設けられた委員会のこと。</p>
7	バリアフリー	<p>障がいのある方や高齢の方が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるもの（物理的なものや制度、文化、意識上のものなど）を解消すること。</p>
8	アクセシビリティ	<p>このプランでは、障がいのある方や高齢の方にとっての、使いやすさや利用のしやすさを意味し、近づきやすさという意味もある。</p>
9	サービス提供基盤	<p>このプランでは、障がい福祉サービス等を提供する事業所や人など、障がいのある方の生活を支援する土台となるもののことをいう。</p>

ページ	言葉	意味
10	療育	障がいのある子どもが、社会的に自立できるように取り組む治療と教育のこと。
10	ライフステージ	人の一生における、出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職などの節目となる出来事の段階のこと。
22	事業所	札幌市が指定している障がい福祉サービス等提供事業所のこと。
31	心のバリアフリー	障がいのある方や高齢の方に対して「かわいそう」と思ったり、「かばってあげなければならない」と思ったりする、私たちの意識の中にある差別や偏見といった「心のバリア（障壁）」を解消すること。
38	地域生活支援拠点等	障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えつつ、障がいのある方の地域生活支援をさらに推進する観点から、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりなどの機能を整備するもの。
42	ジョブサポーター	障がいのある方の就労支援や職場定着を図るために、職場に出向いて障がいのある方や雇用主に助言などを行う支援員のこと。計8名で対応。
43	医療的ケアを必要とする障がいのある子ども	NICU（新生児集中治療室）などに長期入院したあと、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な子どものこと。なお、障がい児施策の対象とならないが医療的ケアを必要とする子どもなどを広く含む。

ページ	言葉	意味
46	キャリアパス制度	経験や資格に応じた昇給・手当制度等のこと。
49	出前講座	市民への情報提供と対話の一環として、市職員が市民からの要望に応じて地域に出向き、市の施策や事業についてわかりやすく説明を行う取組。
49	ヘルプマーク	周りの人々に援助や配慮が必要なことを知らせることができるマークのこと。
49	ヘルプカード	緊急連絡先や必要な支援内容等を書くことができ、日常場面で困ったとき、緊急時、災害時等に、周りの援助や配慮をお願いしやすくするカードのこと。
64	ペアレントメンター	発達障がいのある子どもを育てた経験を活かして、同じ悩みを持つ親たちの気持ちに寄り添い、相談を受けたり関係機関の紹介を行ったりする先輩親のこと。
66	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神に障がいのある方が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、教育などの各分野の取組が機能的に提供されるシステムのこと。

ページ	言葉	意味
78	地域活動支援センター	<p>(1) 一般型：地域で暮らす障がいのある方が日中活動等を行うセンターのこと。</p> <p>(2) 相談支援併設型：札幌市障がい者相談支援事業所と一体的に運営し、主に精神障がいのある方を対象に、日中活動等を行うセンターのこと。</p> <p>(3) 就労者支援型：札幌市障がい者就業・生活相談支援事業所と一体的に運営し、就職又は雇用の継続を目指す障がいのある方同士の交流促進、情報交換を行う場を提供するセンターのこと。</p>
80	ピアサポート	<p>同じ問題を抱える人を仲間の立場で支援し合う人のこと。このプランでは自分の体験に基づいて、同じ障がいのある方を支援する活動のこと。</p>
82	点字即時ネットワーク事業	<p>視覚障がいのある方の社会参加促進と、福祉の向上を図るため新聞などによる最新の情報を点訳し、閲覧、提供する事業のこと。</p>
84	ICT	<p>コンピューターやインターネットなどの情報・通信に関する技術の総称。</p>

さっぽろ障がい者プラン
2018

札幌市障がい福祉計画（第6期）
札幌市障がい児福祉計画（第2期）

編集・発行

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話・011-211-2936 FAX・011-218-5181



さっぽろ障がい者プラン
2018

札幌市障がい福祉計画（第6期）
札幌市障がい児福祉計画（第2期）

令和3年（2021年）3月



さっぽろ市
01-F04-21-388
R3-1-58